

労働総研

クォータリー

1998年秋季号

●アメリカ労働運動をどう見るか

戸塚 秀夫

No.32

特集 頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

少年非行は誰の責任か? 山内 尚俊

非行少年更正への取組 松崎 一郎

~家裁現場から見た少年法「改正」論議

子どもの「新しい荒れ」と教育現場の要求

倉本 頼一

大人は自分のやって来たことを振り返って

高原 数則

---子どもたちは変わったか?

国際・国内動向

イタリアの左翼政党と労働組合 高木 督夫

イギリスにおける最低生活保障の動向 唐鎌 直義

街づくりと地域経済の振興をめざす共同の取組み 亀原 義明

書評

牧野富夫監修労働総研編『「日本的経営」の変遷と労資関係』金田 豊

加瀬和俊著『戦前日本の失業対策』 大須 真治

新刊紹介

愛知労問研編『自動車産業の賃金』 境 繁樹

労働総研クォータリー

第32号 (1998年秋季号)



- 🗏

次

●アメ	リカ労働運動をどう見るか	戸塚	秀夫	2
特	集 ● 頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民			
	■少年非行は誰の責任か ?	山内	尚俊	11
	■非行少年更正への取組			
	~家裁現場から見た少年法「改正」論議	松崎	一郎	17
	■子どもの「新しい荒れ」と教育現場の要求	倉本	頼一	25
	■大人は自分のやって来たことを振り返って			
	子どもたちは変わったか ?	高原	数則	27
国際・	国内動向			
	■イタリアの左翼政党と労働組合	高木	督夫	30
	■イギリスにおける最低生活保障の動向	唐鎌	直義	35
	■街づくりと地域経済の振興をめざす共同の取組み	亀原	義明	39
書	評●牧野富夫監修労働総研編『「日本的経営」の変遷と労資関係』	金田	豊	43
	●加瀬和俊著『戦前日本の失業対策』	大須	真治	45
新刊紀	3介●愛知労問研編『自動車産業の賃金』	境	繁樹	46
	● 次日子生 47 ● 好住从 ₹1			40

アメリカ労働運動をどう見るか

戸塚 秀夫

はじめに

近年、アメリカの労働運動への日本の活動家たちの関心が高まっているように思われる。最近では、ほぼ2年に1度位の頻度で開催されているレイバー・ノーツの「総会」に、毎回、日本からも二桁の数の活動家たちが参加しているい。北米の労働運動の現場の人々との交流をめざして、グループでの訪米旅行にのりだす活動家たちもでてきている。そこで彼らが何を観察し、何を考えたか。興味深いレポートもだされるようになってきた²⁾。

労働者の国際交流のもつ意義は大きい。現在、日本の労働組合の主要なナショナル・センター、連合は、国際労働財団という開発協力機関をもち、発展途上国から労働組合のリーダーたちを招へいする事業に力を入れ、発展途上国の活動家たちの間に複雑な波紋をよんでいるが³³、かつて日本でも戦後の混乱期から高度経済成長が軌道にのる時期にかけて、アメリカ政府その他の招待に応じてアメリカ労働運動を現地で学ぼうとする、ある種の「アメリカ熱」が組合役員たちの間にひろがった一時期があった。

だが、近年の日本の活動家たちのアメリカ労働運動への関心は、かつての「アメリカ熱」とはかなり異なるものである。何よりもまず、彼らは自分たちの金を都合して、いわば財政的な自立を前提にして参加している。それだけ豊かになったともいえるが、それだけではない。彼らにとっての主要な関心は、新自由主義の支配

のもとで後退を重ねてきたアメリカの労働運動が、いまどのような反撃を始めているか、どんな新しい課題にとりくんでいるか、その動きを「草の根」の活動家たちとの交流を通して学びたい、ということであろう。

日本と異なる労使関係制度のもとにあり、組織構造も異なるアメリカの労働組合の運動を正確に理解することは、研究者にとっても決して容易ではないが、活動家たちはそうした困難にひるむことなく、最先端のテーマに接近しはじめている。さきにふれたレポートには、アメリカに進出した日系企業の労働争議の現場を訪ねて国際連帯の道を探ろうとしたり、アメリカに接するメキシコ国境地帯、いわゆるマキラドーラ地帯を訪ねてメキシコ民衆の闘いにふれようとした日本の活動家たちの旅行記が収められている。

日本やイギリスの労働運動をおいかけてきた私にとって、アメリカはとてつもなく大きな国である。地理的に大きいだけでなく、文化的、民族的、社会的な多様性も大きい。法制度上の州による差異も厄介である。ローカルとよばれる労働組合の支部組織に足を運んで、アメリカの労働組合の構造と機能を捉えようとした私の先輩たちは、皆、そのような困難に直面した。還暦を過ぎてからこの分野に入門した私のごとき新参者にとって、アメリカ労働運動のバランスのとれた全体像を描くことなどは、もともと無理な話である。

ここではむしろ、私がいま、何故、アメリカ

労働運動に注目しているか、そこからどのような示唆を受け取っているか、という点にしぼって、私見を述べることにする。いまだ予備調査の域をでていないので中間的な覚書きにすぎないが、ひとつの見方として参考にしていただければ幸いである。

- 1)レイバー・ノーツは、労働運動のための調査、教育活動を推進している「草の根」組織である。1977年にアメリカ労働組合運動の退潮に危機感をもつ人々がつくった。現在月刊誌『レイバー・ノーツ』が約1万部発行され、活動家たちをつないでいる。「総会」といっても、自由な討論集会である。去年の「総会」には、全米44州、11ヶ国から、90組合、1200人の活動家が参加した。
- 2)労働情報編『アメリカ労働運動見てある記』(1997年、AP-WSLアメリカ・オルタナティヴツアー発行)
- 3)国際労働財団は、1989年に発足して以来、すでに1000人近くの労働組合リーダーたちを主に発展途上国から招へいしている。その主な財源はODA資金であり、つまりは国民の税金である。一般の国民はもとより、日本の労働問題研究者は、これまでこの事業にほとんど関心を払ってこなかったが、ヒュー・ウイリアムソン著、戸塚秀夫監訳『日本の労働組合一国際化時代の国際連帯活動』(緑風出版、1998年)は、その実態にはじめて批判的なメスを入れた。

1. アメリカ労働運動の今

10年位前までは、私のアメリカ労働運動につ いてのイメージは、甚だ暗いものであった。1980 年代初頭の航空管制官のストライキが、タカ派 のレーガン政権によって叩きつぶされて以来、 それ以前からも多くの人々が指摘してきた、ア メリカ労働組合運動の退潮傾向は一段と加速化 したようにみえた。国際競争力の回復を最優先 の課題とするアメリカの産業にとって、「既得 権」に固執し、「制限的慣行」の維持にこだわる 従来の労働組合と協調していく余地はない、と いうのが、政府や経営者たちの大方の姿勢となっ た。工場を存続させ、雇用の保障をかちとるた めには、賃上げの抑制や有給休暇の削減など、 「既得権」の一部放棄もやむをえない、と公言す る労働組合役員たちが目立ってきたのは、1980 年代前半のことである。「譲歩交渉」とよばれた 労使間のかけひきが自動車や鉄鋼の産業でひろ がった4)。

が、経営側は部分的な譲歩だけでは満足しな かった。労働力の柔軟かつ効率的な利用をはか るためには、それまでの職場秩序を改変し、生 産性の向上に職場の労働者自身を深くまきこん でいく「労使パートナーシップ」の体制をつく りあげていく必要があるというのであった。そ のための要石として提起されたのが、「チーム方 式」とよばれる一連の作業・労務管理方式であっ た。大勢として、全米自動車労組(UAW)な どの全国組合の本部はその大綱を受け入れ、そ の実施に関する詳細については工場レベルでの 交渉に委ねる、という仕組がひろがった。こと によると、アメリカでも、日本の民間大企業に みられるような、労働組合が形骸化した職場が ひろがっていくことにならないか。丁度、日系 自動車工場がアメリカ各地に展開し、「日本的管 理スタイル」をもちこもうとしている時期に重 なっていた。背景には産業構造、就業構造の変 化があった。1980年代半ばには、全米の労働組 合組織率は20%を切り、民間部門では10%以下 におちこむであろうという予測もなされた。

そうしたなかで私がひとつの見方にたどり着 いたのは、丁度、日本の自動車産業の工場調査 のとりまとめにかかっていた1980年代末のこと である。「チーム方式」の導入をめぐって、ま た、その運用をめぐって、アメリカの労働組合 の活動家たちが工場レベルで如何に闘っている かを見事に描いた1冊の本にめぐりあったのが、 直接のきっかけである。のちにマイク・パー カー、ジェイン・スローター編著、戸塚秀夫監 訳『米国自動車工場の変貌―「ストレスによる 管理」と労働者』(緑風出版、1995年)として出 版されたその本は、「トヨタ生産方式」「チーム 方式」の導入に直面したアメリカの労働者たち の職場での闘いを生き生きと伝えていた。日本 と同質の生産方式が移植された場合でも、作業・ 労務管理のシステムは日本とずいぶん異なって いる。一口に「チーム方式」といっても、工場 レベルでの労使間の対抗関係如何によって、ど

アメリカ労働運動をどう見るか

れほど違ったものになっていることか。いくつかの工場を訪ねて組合の方々と面接し、工場レベルの協約を読み込んでいくなかで、私が着目したのはその点であった⁵⁾。

アメリカ労働組合運動の将来は、工場、職場レベルの活動家たちの動きに左右される。全国組合の方針書、その中央本部のリーダーたちの発言も重要ではあるが、より重要なのはローカル・レベルでの動きである。一見したところ散発的におこる組合ローカルでの争議に注目し、それをになっている活動家たちがやがて全国組合のリーダーシップを動かしていくルート、いわば波及の構造に注目すること、そうした見方が必要なのではないか。私はそう考えるようになった。

この原稿を執筆している現時点でも、GMの ミシガン州フリントの2つの部品生産工場では、 6月初旬以来のストライキが続いている。UAW ローカル659、651の公認ストである⁶⁾。GMの 賃金その他付加給付の水準が合意されたのは、 1996年の協約交渉においてであったが、現在の ストは、これらの工場でのローカルなテーマ、 安全・衛生、生産標準7)、外注問題8) などをめ ぐるものである。現地に入った労働ジャーナリ スト、ジェイン・スローターは、スピード・アッ プ、労働負荷の増加への反発、雇用削減への不 安が労働者たちに強く、かつての約束通りに新 規設備投資を行なうか否か、が争点になってい る、と伝えている。新しいトラックの生産に不 可欠な金型を、交渉が中断していた連休中に経 営側がひそかにプレス工場から搬出したことで、 組合側の怒りが爆発した、とも報じられている

この2工場で9200人のUAW組合員がストに入り、すでに6週間も経過し、北米のGM主要組立工場29のうち26工場が部品供給不足で操業停止に追い込まれ、実に162,000人のGM労働者がレイオフされているが、経営側の姿勢は強硬であり、7月中旬現在、妥結の見通しはたって

いない。このストライキの結果、すでに12億ドルの損失が生じたと伝えられているが、GMの経営首脳は新車の生産をメキシコに移す戦略をかためている、という不気味なニュースも流れている。

この争議から伝わってくるのは、工場の存続、 雇用の維持を求める労働者たちの切実な声である。地元紙フリント・ジャーナルの報じる世論 調査では、市民の3人に2人がストライキ支持 だという。GMが過去十数年の間におしすすめ てきた人員削減の実績を考えれば、労働者たち の気持ちは充分に理解できる、フリントのコミュ ニティにとっても、工場の存続は死活の問題だ、 というのが大方の反応のようである。

協約期間中に外注や設備投資問題が争点になるストライキが起こるという事態は、たしかに異例のことである100。7月半ばに、会社側は意を決してこの争議を連邦地裁にもちこんだ。このストライキは協約違反の不法ストであるから、裁判所は差し止め命令をだすべきだ、会社側が被った損失については損害賠償を請求する、というのである。いまのところ裁判官は差し止め命令をださずに、協約上の仲裁手続きによって紛争を解決することを求めている。今後どうなっていくか。予想は難しいが、労働者たちの強い抵抗を排して、合理化を強行し、設備投資の決定は経営権に属する、という会社側の主張で乗り切れるかどうか。疑問である110。

ところで、インターネットでこの争議を追うなかで、GMの最新鋭工場のひとつ、テネシー州のサターン工場を組織する UAW ローカル1853で、7月19日、約5000人の組合員が96%の高率でストライキ権を確立した、というニュースにでくわした。これまた、驚くべきことである。実は、私は1993年5月、「労使パートナーシップ」の実験工場として喧伝されていたこのサターン工場を訪ねたことがある。UAW ローカルの当時の委員長マイク・ベネットは、経営方針の決定、その実施の全プロセスで組合が深

く関与している仕組を詳しく説明し、「参加型の経営か」という私の質問に対して、「違う。もっと経営に統合されている。ここの経営は組合とのコンセンサスにもとづいている」と誇らしげに答えていた。当時の私の面接記録には、このローカルが日本の企業別組合のようなものになってしまうリスクはないか、要注意、と記されていた。実際、GMの総力を結集して発足したサターン工場は、従来のGM=UAWの基本協約の外におかれ、GMの独立事業体として、別交渉、別協約のもとで独特な実験にのりだしていたのである。

その後の経過を丹念に追っていないが、今回のスト権確立は、あのローカルもまた経営からの自立性を保持していることを示している。交渉の争点のひとつは賃金問題であり、いまひとつは、ここでも外注問題であるという。かつては外注方針も「組合とのコンセンサス」にもとづいて決定されていたはずである。経営側がその改変を求めているのであろうか。それとも、GMフリント工場の争議に触発されて、労働者たちの雇用不安が高まってきているのであろうか。「労使パートナーシップ」を掲げてきた実験工場にも、ひとつの波がおよんでいるように思われる。

- 4) 当時の活動家たちの危機感はJane Slaughter, *Concessions* and How To Beat Them, Detroit, Labor Notes, 1983によく表現されている。
- 5)当時の私の認識は、前掲『アメリカ自動車工場の変貌』の「解題」のなかに書き留めてある。「チーム方式」についていえば、チーム・リーダーの選出方法、責任、権限、待遇などがさまざまであり、経営側の末端職制として機能するケースと、組合側の職場先端組織として機能するケースがあり、現実はその両極の間にあって動いている、というのが私の大ざっぱな印象であった。
- 6)公認ストライキの場合には、UAW本部のスト基金から手 当が支給される。現在は、1日4時間ピケットなどの組 合活動に参加することを条件に、週150ドルのストライキ 手当が支給されている。なお、UAWのローカルは工場単 位に設けられている場合が多い。その点は他の多くの全 国組合のローカルと違っている。
- 7)「生産標準」(production standard)はイギリスで「作業標準」(work standard)とよばれていたものとほぼ同じである。それは一定時間内の作業量、作業負荷についてのと

労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

- りきめであり、「生産標準」をめぐる苦情は、定められた 手続をへてもなお解決しえない場合には、ストライキに もちこむことができると規定されている。そうした協定 の欠如が今日の日本の工場の特徴であろう。
- 8)「外注」(outsourcing) とは、それまで「内製」していた ものを「外製」に出すことを意味する。
- 9) Jane Slaughter, GM Strike, June 25, 1998, Labornet
- 10) 現行のGM=UAWの協約では、協約期間中でも労務提供 の拒否 (ストライキ)をなしうる2つの事項として、作 業に関係する安全・衛生問題、「生産標準」の問題が規定 されている。老朽化した設備をそのままにしての労働強 化はストライキで抵抗しうる、だから新規設備投資を要 求する、というのが組合側の主張であろう。
- 11)7月27日のワシントン・ポストは、一度搬出された金型が、組合員の歓呼のなかで、プレス工場に搬入された、と報じている。経営側は全面対決を避けて争議の解決に向かったのであろう。

2. 組合指導部の交代

はじめにふれたレイバー・ノーツの昨年の「総 会」は、「転換期の労働運動」を中心的なテーマ に掲げた。アメリカ最大の組合、チームスター ズ労組の旧中央指導部が、組合の民主的改革を 掲げた「チームスターズ民主化同盟」(TDU) などの推す新指導部にかわったのは、1991年末 のことである。組合の中間機関には旧指導部の 影響が根強く残っているが、全組合員の1票投 票という方法で、TDU など改革派の推したロ ン・ケアリーが委員長の座についたことは、そ の後の1996年のケアリーの再選、昨年のUPS争 議での勝利とともに、アメリカの労働運動の後 退を憂えてきた人々への久々の朗報となった。 さらに1995年には、アメリカのナショナル・セ ンター、AFL-CIO の新指導部が史上初めての 選挙によって選出された。これはもちろん全組 合員の直接投票ではなく、大会代議員による間 接選挙の結果であったが、それがチームスター ズの指導部交代を実現した動きと連動している ことは明らかであった。ケアリーの率いるチー ムスターズの票が選挙結果を左右したのである。

これらの組合指導部の交代が、単なる組合内派閥の権力闘争によるものでないことは、改革派のキャンペーンを一見するだけで明らかである。チームスターズの場合には、組合運営の徹

アメリカ労働運動をどう見るか-

底的な民主化、その主体となるべき一般組合員の力量と発言の強化に力点がおかれた。AFL-CIOの場合には、改革派は自らを「アメリカの労働者のためのニュー・ボイス」と称して、いくつかの改革項目を掲げた。「これまでにない速度と規模での組織化」「新しい進歩的な働く人々の政治的運動の構築」「労働者の生活を変えうる労働運動の確立」「アメリカの全労働者を代表する民主主義運動の先導」「世界中の労働者に対する私たちの責任の見直し」などである¹²。

この「ニュー・ボイス」の改革プログラムには、これまでのアメリカ労働運動の改革をもとめてきた人々の、いわば公約数的なアイデアがもりこまれている、と私は受けとめる。その詳細に立ち入る余裕はないが、私には次の2点が印象的である。そのひとつは、これまでのAFL-CIO 指導部の怠慢を厳しく批判し、AFL-CIO自体の改革を大胆に進めることなしに真にアメリカの労働者を代表することはできない、という観点をはっきりと打ち出している、ということである。

労働組合組織率が15%にまで低下した状況で、 組織化に力を入れるのは当然であろうが、組織 化は単に経済的な取引のための手段であるだけ でなく、働く人々の人権のための運動に他なら ない、と捉えられている。アメリカの労使関係 法の定める交渉単位毎の組合承認選挙キャン ペーンに努力するだけでなく、マイノリティや 女性の運動、環境団体や消費者団体とも連携し て、労働者の権利を侵害している企業に圧力を 加える「企業キャンペーン」や、街頭における 大衆デモを組織していく、という方針が提起さ れている。職場ごとの組織化をこえて、大衆運 動の創造へ!「ニュー・ボイス」のプログラム には、AFL-CIO は加盟諸組織の単なる連合で あってはならない、「活気に溢れた社会運動の支 柱」であるべきだ、と記されている。明らかに、 「ビジネス・ユニオニズム」からの転換が志向さ れている。実際、ジョン・スウィーニィを先頭 とする新指導部は、度々にわたって闘う民衆の 街頭行動の先頭にたった。

いまひとつは、「ニュー・ボイス」がこれまで の AFL-CIO の国際活動の方向転換を模索して いることである。米国政府の冷戦政策に組み込 まれ、「中央情報局(CIA)の労働組合版」とま で評された AFL-CIO のグローバルな反共事業 からの決別が明記されているわけではないが、 今日のグローバルな経済のなかで、もっとアメ リカ労働者の利害の観点から国際活動を考えな おそう、と提起している。そこに保護貿易主義 の臭いをかぎとることもできるが、グローバル に展開している企業家がいたるところで労働者 を搾取している問題に組合として如何に取り組 むか、そこに AFL-CIO の国際活動の重心を移 すべきだ、と主張しているように思う。「多国籍 企業監視プロジェクト」が具体的に提案されて いるのも、そのためであろう。

それは、共産主義との闘いという名分のもとに、発展途上国の独裁政権に庇護されてきた組合に肩入れしてきた、従来のAFL-CIOの国際活動とは異なるものとなろう。旧ソ連圏の崩壊という事態がこの動きの背景にある。すでにスウィーニィ新指導部のもとでAFL-CIOの国際局の改革、ラテン・アメリカ、アジア、アフリカ、ヨーロッパへの反共援助組織として動いてきた諸機関の廃止、新しい国際連帯センターの設立などが進められている。アメリカに進出したブリジストンやホテル・ニューオータニなど、日系多国籍企業の労働争議に関する関連全国組合やAFL-CIOの日本の連合への働きかけも、右のような動きの一環として捉えるべきであろう。

組合指導部の交代劇には個人的、偶然的な事情がからんでいることがある。AFL-CIOにスウィーニィ指導部が登場するプロセスをおうと、旧指導部内の個人的な優柔不断がかなり重要な契機となったことが分る。だが、今回のリーダーシップの交代には、それを促した深部の要因が働いている。そこに着目することによって、「労

働運動の転換」の意義が見えてくるはずである。 偶然的な事情がからんでいたにせよ、早晩起こるべきことが起きた。「転換」にブレーキをかけようとする勢力がなお動いてはいるが、アメリカの労働運動はたしかに新しいステージに入ったといえるのではないか。私は次のような事実を踏まえてそう考える。

第1は、1980年代に蓄積してきたアメリカ民衆の生活不安、90年代に進展した経済のグローバル化への危惧、端的にいって働く人々の雇用、賃金、生活全般にわたる危機感の深さ、ひろがりである。今日の経済のグローバル化は、経済の地域大化と同時に進んでいる。アメリカの場合には北米自由貿易協定(NAFTA)がそれであるが、労働界のNAFTA評価は極めて厳しいものである。

NAFTA の発効後、生産のメキシコへの移転によってアメリカの仕事口(ジョブ)が42万も失われ、新しい職を見つけた労働者は、平均4400ドルの年収入のカットを余儀なくされた。工場閉鎖の脅しを武器に賃金を切り下げたり、組合の組織化に工場閉鎖で対抗する経営者が急増している。米国とメキシコの国境地帯の大気・水の汚染がさらに進行している、等々。AFL-CIOはこのように主張して、自由貿易協定をずさんなやり方で南米諸国にひろげてはならない、とキャンペーンしている。

昨年7月中旬の世論調査によれば、NAFTAによってアメリカの仕事口が悪化したと解答したものが一般国民で6割近く、組合員で8割近く、アメリカの賃金が悪化したと解答したものが一般国民で5割以上、組合員で6割半であった。アメリカの産業や仕事口を保護するためには外国からの輸入を制限すべきだと解答した人は、一般国民で7割近く、組合員で8割という有様である¹³⁾。こうした世論にこたえうる斬新な組合のリーダーシップが求められるのは、当然であろう。

第2は、労働組合の「冬の時代」にも絶える

ことのなかった、「草の根」の労働者たちの抵抗 であり、そこで発揮された労働者の創意性や、 連帯組織のひろがりである。たしかに、正規の 大規模ストライキは減少傾向をたどった。スト ライキ代替要員の投入、生産の移転、工場閉鎖 など、経営側が手にしている武器の鋭さを知る 者が、ストライキを抑制しようとするのは当然 であろう。だが、まさにその過程で、労働者の 新しい戦術が編み出された。就業は継続しなが らも「順法闘争」などによって生産能率を下げ る「インサイド・ゲーム」、労働者の権利問題だ けでなく、環境問題、市民権その他の問題をと りあげて企業グループへのゆさぶりをかける「企 業キャンペーン」、長期争議をよぎなくされてい る争議団への支援ネットワークの形成、工場閉 鎖反対の地域キャンペーン、コミュニティ・グ ループと連携した地域経済プランの作成など、 注目すべき運動が進んだ。それらの運動事例を 拾いあげた書物が、『橋をかける一労働組合(レ イバー) と地域社会(コミュニティ)の草の根 の連合の出現』というタイトルで出版されたの は、1990年のことである14)。1990年代には、こ の一連の動きはさらにひろがっている。

第3は、こうした動きを既存の組合運動の改 革に結び付けようとする活動家たちの精力的な 活動である。先にふれたレイバー・ノーツはそ の有力な拠点であろう。その月刊誌は、組合ロー カルの動き、「草の根」の社会・労働運動の動き を簡潔に伝え、運動の波及を促してきた。さら に、いくつかの巨大な全国組合の内部に組合の 民主化、活性化をめざす活動家組織が動いてき た。先にふれたTDUがその典型である。一般組 合員の直接投票による組合役員の選出、組合役 員の高給の是正、組合員間の賃金格差の縮小な ど、民主化と労働条件の改善を「権利章典」と して掲げるTDUの活動は、ローカルの活動家の エネルギーを全国にひろげていく「波及の構造」 そのものである。マフィアがらみの旧指導部の 暴力的な威嚇に屈することなく闘ってきたTDU

アメリカ労働運動をどう見るか

には、多くの左派知識人の関与があったことも 特記しておきたい¹⁵。

- 12)「ニュー・ボイス」の掲げたプログラムの詳細については、ジェレミー・ブレッカー、テイム・コステロ著、戸塚秀夫・荒谷幸江訳「古い殻の中の『新しい労働運動』か?(上・中・下)」(『労働法律旬報』1997年6月上・下旬号、7月上旬号)を参照されたい。
- 13) Peter O. Hart Research, NAFTA & Fast Track: Survey conducted for the AFL-CIO, July 18-22, 1997
- 14) Jeremy Brecher and Tim Costello, Building Bridges: The Emerging Grassroots Coalition of Labor and Community, Monthly Review Press. 1990
- 15) TDUについては渡辺勉「UPSの闘いとチームスター労組 の改革(上・中・下)」(『労働法律旬報』1997年10月下 旬、11月上・下旬号)を参照されたい。

3. 新しい運動戦略の模索

経済のグローバル化に対して、民衆側はどのような戦略を構想し、実践しているか。それが私のここ数年来の関心事であるが、昨年11月、カナダのヴァンクーヴァーで、APEC首脳会議に対抗して開催された「民衆のサミット」のひとつ、「労働者の権利と民主的発展」と題するフォーラムへの参加者たちも、同様な関心をもっているように思われた。

私が参加した「国際通商協定と労働者の権利」についての分科会では、かねてから国際自由労連が提唱している社会条項戦略についての論議が行なわれたが、他にも「多国籍企業に責任をとらせる」という分科会や、「インフォーマル経済における組織化の経験」という分科会が設けられていた。前者では、国境を越えて操業する企業に対する有効なキャンペーン方法として、企業の行動規範、独立の監視機構、ラベル貼りその他の戦術について検討したい、と案内され、後者では、大企業の下請けの末端に位置する家内・零細苦汗職場の労働者たちの組織化、とりわけそこで圧倒的多数を占める女性たちの組織化の経験交流を目標にして、タイやインドから助言者を招くと案内されていた。

直ちに分かることは、多様な運動戦略が模索されている、ということである。労働者が生産の現場で闘うことの意義はいささかも減じてい

ないが、その闘いを有効にしていくためには、 視野を発展途上国にまでひろげ、人権 NGO や 消費者団体とも連けいしながら、自在に動く資 本を制御していかなければならない、そのため には、新たな戦術、行動スタイルをあみだして いかなければならない、というのが共通の問題 意識であるように思われた。かつて国際産別組 織(ITS)の本部役員を歴任したチャールズ・ レヴィンソンが、多国籍企業に対する国際労働 組合運動の進路として、個別争議の国際的支援、 情報の国際的交換と共有から、個別の多国籍企 業傘下の諸組合の統一的な団体交渉へ、という 展望を示した書物を公刊したのは1970年代はじ めのことである16)。その後の事態は、そうした 展望にそって動いているとはいい難い。むしろ あれから30年近くたった現在、活動家たちの議 論は明らかに新しい問題を視野におさめ、新し い段階に進んでいる、といえるのではないか。 以下、昨年の北米旅行をとおして意識した論点 を書き留めておく。

第1は、今日の経済のグローバル化を推進し ている国際機関に対して、公正な通商秩序の確 立を要求するキャンペーンが強まっている、と いうことである。「無制限な自由貿易」ではな く、「自由で公正な貿易」を要求する点で、活動 家たちの考えはほぼ一致しているように思う。 AFL-CIO の新指導部も、経済のグローバル化 自体への賛否が問われているのではなく、すで にグローバル化している経済に如何なるルール、 如何なる基準を守らせるかが問われている、と 提起している。世界貿易に参加することによっ て利益を得ようとする国は、団結権、団体交渉 権、強制労働禁止、児童労働の制限など、ILO の中核的条約に盛り込まれた労働者の諸権利の 尊重を約束すべきである、というのがかねてか ら国際自由労連が提唱している「社会条項戦略」 である。

だが、この「社会条項戦略」については、それが発展途上の国家に対する経済的制裁の可能

性を含んでいることをめぐって、とりわけ発展 途上国の活動家たちの間には根強い反対がある。 また、制裁の発動が先進諸国の保護貿易主義に なるのではないか、という危惧も表明されてい る。「自由で公正な貿易」といっても、「公正」 とは何か、それは如何にして保証されるか、と いう点について活動家たちの合意が形成される までには、未だ相当な議論が必要であろう。

にもかかわらず、私は「社会条項戦略」の提起が無意味であったとは考えない。それは経済のグローバル化がもたらした労働者の権利侵害に警告を発しただけでなく、国際貿易秩序のあり方について、さらには途上国の発展の仕方について、労働運動の活動家たちの関心をたかめる意味をもった。当面、WTO(世界貿易機関)とILOとの間での議論が如何に進んでいくかに注意していきたい¹⁷。

第2は、企業の行動規範に関する議論と実践がすすんでいるということである。右にふれた「社会条項戦略」が、WTOなどの国際通商機関のルールの中に「社会条項」を組み込んで、いわば上からの圧力で労働者の権利を守っていこうとする発想に導かれているのに対して、この「行動規範戦略」では、多国籍企業が守るべき行動規範をいわば下からの民衆の圧力で実現していこう、という発想が基本になっている。もちろん、企業の「行動規範」といわれるものが、すべて民衆の運動戦略としてだされているわけではない。企業の行動に対する民衆の下からの批判をかわすために粉飾された「行動規範」もあるに違いない。実態はどうか。

私は昨年、ニューヨークに立ち寄って、その 先進事例として注目されている、衣服(アパレル)産業における「ノー・スエット・ショップ!」(「苦汗職場をなくせ!」ースエット・ショップとは、低賃金、長時間労働の劣悪職場のこと)キャンペーンを行なっている労働NGO、全国労働委員会(ナショナル・レイバー・コミッティ)と、裁縫・繊維産業労働組合(UNITE) を訪ねた。全国労働委員会は、米国政府の対中南米干渉政策への反対を契機に1983年に形成され、その後、NAFTA反対運動などをとおして、アメリカの多国籍企業の海外事業活動の監視へと活動をひろげたという。「ノー・スエット・ショップ」の運動は、衣服産業におけるブランド・メーカーの中南米での労働者酷使を告発するキャンペーンが最初のきっかけで、いまでは、米国内外の「スエット・ショップ」の根絶にUNITEとともに取り組んでいる。

この「ノー・スエット・ショップ」のキャンペーンでは、企業に「職場の行動規範」の採択を要求している。その行動規範には、債務労働、年季労働その他の強制労働を使わないこと、15才未満または義務教育終了以前の児童を雇わないこと、職場環境の安全・衛生を確保すること、従業員の団結権・団体交渉権を尊重すること、少なくともその国の法律が定める最低賃金か産業の普通の賃金の高い方を支払うこと、異例の業態の場合を除き、週48時間と残業12時間またはその国の法律が許容する労働時間のいずれか少ない労働時間以上の労働をさせないこと、などが明記されている。そこには、「社会条項戦略」がとりあげてきた事例よりも広い範囲の事項が盛り込まれている。

さらに注目すべきことは、「職場の行動規範」を採択する企業は、請負業者や供給業者にもその行動規範の遵守を求める、と規定しているだけでなく、行動規範の実施を確実にするために、地元の人権団体、労働団体、宗教団体などによる外部からの監視を受け入れなければならない、と規定し、その仕組を詳細にとりきめている、ということである¹⁸⁾。クリントン政権の前労働長官ロバート・ライシュがこのキャンペーンを熱心に支持したことも、付記しておくべきであるう。

このような衣服産業における「ノー・スエット・ショップ」キャンペーンは、アメリカにおける行動規範運動のひとつの到達点を示してい

アメリカ労働運動をどう見るか

るように思われる。それは、未組織の下請、零 細職場に対しても、労働組合が人権団体、消費 者団体などとの連携を深めることによって、政 府をもまきこんだ改革の運動をひろげることが できる、ということを示唆している。経済のグ ローバル化にともなって米国内にも再生した「ス エット・ショップ」をなくしていくうえで、こ のような「行動規範戦略」はかなり有効である に違いない。もちろん、その場合でも、組織化 の主体であるべき労働組合自体の自立性、民主 性如何が問われるのであるが^[9]。

第3は、以上のような戦略を実践する主体自体について、とりわけ労働組合運動の方向性、位置づけについての議論が進んでいる、ということである。まずは、組合の民主化とは何か、それは如何にして可能か、が議論されている。先にTDUが推したチームスターズのケアリー委員長の再選挙キャンペーンでの不正疑惑は、改めて「下からの改革」の必要を活動家たちに意識させた²⁰⁾。だが、組合の民主化だけで充分か。「ニュー・ボイス」の改革プログラムがAFL-CIOは「活気に溢れた社会運動の支柱」であるべきだ、と提起していることを重視すべきであろう。「新たな働く人々の政治的運動の構築」が掲げられていることも重要であろう。また、改めて多国籍企業問題をめぐる国際連帯の重要性

が強調されていることに注意すべきであろう。 先にもふれたように、「ビジネス・ユニオニズム」からの転換が必要である、という意識は強まっているが、では、今後は如何なるユニオニズムを目指すべきか、という点については、未だ活動家たちの間でも合意は成立していないように思う。それだけに、いま始まっている議論から受ける刺激は大きい²¹⁾。

- 16) Charles Levinson, International Trade Unionism, George Allen & Urwin, 1972
- 17)以上の論点について、詳しくは拙稿「「社会条項戦略」に ついての覚書き」(粕谷信次編『東アジア工業化ダイナミ ズム』(法政大学出版会、1997年)を参照されたい。
- 18) Workplace Code of Conduct,Principles of Monitoring(UN-ITEから入手。)
- 19) Peter Kwong, Forbidden Workers, The New Press, 1997 は、UNITEの組織化の仕方について批判している。その 要旨は、拙稿「経済のグローバル化に対する民衆側の運 動戦略論」(『労働法律旬報』1998年5月下旬号)に紹介 した。
- 20) 拙稿「チームスターズ会長選不正疑惑事件」『週刊労働 ニュース』1998年1月12日号参照。
- 21) 私はいま、「連帯組合主義」の提唱、「社会運動組合主義」 の提唱など、労働運動の再生を追求している実践的研究 者たちの議論に注目している。さしあたり、Staughton Lynd, *Living Inside Our Hope*, ILR Press, 1997; Kim Moody, *Workers in a Lean World*, Verso, 1997などを参照 されたい。

(国際労働研究センター所長)

「世界の日立」に挑む

(定価は税込)

- 日立残業拒否解雇事件の30年

宮原寿男著

增刷出来/

たった一度残業を断っただけで解雇する大企業日立。30年間それを認めずたたかいつづけている田中秀幸さん。「働くことの意味」「人間の尊厳」について私たちに鋭く問いかける。 定価1800円送料310円

変形労働・長時間・深夜労働

― 労働時間と「規制緩和」

労働総研労働時間問題研究部会編

労働者の状態を悪化させ、突然死の多発、家庭の崩壊をもたらしている変形労働時間制、長時間夜勤。現場の労働実態と問題点を明らかにし、たたかいの基本視点を示す。 定価1800円送料240円

〒105-0004 東京都港区新橋6-19-23 振替00100 6-179157

学習の友社 TEL03-3433-1856 FAX03-3434-7301

少年非行は誰の責任か?

山内 尚俊

1. はじめに

この1~2年、少年非行や少年法関連の話題がマスコミで取り上げられない日はないと感じる位、連日報道されている。これは、神戸の小学生連続殺傷事件、ナイフ殺傷事件など立て続けに世間を震撼させるような少年による事件が起こり、「現在の少年法が、少年を甘やかしているため、少年は増長して酷い事件を起こすのだ」という論調が盛り上がったことが一番大きく影響しているものと思われる。

今までも、世間を騒がす少年による事件が起きる度に、似たような論調は繰り返し主張されてきたが、今回はそれが大合唱となり、ついには長らく中断されていた法制審議会少年法部会が再開されるに至るほどの大きなうねりとなったことは特筆すべきである。

もっとも、この説明は正確ではない。もとも と山形マット死事件をきっかけに、最高裁は「事 実認定の難しい少年事件がある」ので「少年事 件における事実認定についての改善策を協議し たい」と声をあげ、同調する法務省と共に、日 本弁護士連合会に意見交換の申し入れを受け入れ なってきた。そして、日弁連もこれを受け入れ て、法曹三者の意見交換会がおこなわれること になり、1996年11月から1997年11月までの第1 ステージと1998年1月からの第2ステージの意 見交換会がおこなわれてきた。そこへ、これと は関係なく、神戸事件が起こり、さらにナイフ 事件が起こり、例の「少年法が甘い」とか「被 害者の人権が踏みにじられているのに、加害者 の少年は厚く守られ過ぎている」などの声があがることになった。そして自民党がそういった「世論」をも背景にして、少年法の早期改正の意向を示しており、「いつまでも少年法改正に向かって動かないようであれば、議員立法で少年法を変えることもありうる」という態度を打ち出しているため、法曹三者も検討を急がざるをえなくなった。その結果、98年7月9日に法制審議会総会が開かれ、少年法改正が諮問され、これにともなって、法曹三者の意見交換会は打ち切られた。ここまでが、少年法「改正」をめぐる現在までの動きである。

このように、最近、少年非行をめぐる議論が 盛んになり、少年法「改正」の動きも大きく急 になっている。

しかし、私はかねてより感情的・短絡的な少年法「改正」論議には疑問をもっており、現在の少年非行の実態や現場の取組をよく点検した上で、事実に基づいて冷静に議論すべきだと考えている。

そこでこの際、そもそも少年非行の責任は誰 にあるのか、についてきちんと分析し考察する ことにした。

2. 少年非行の責任

何かものごとが起こった時には、必ずといっていいほど、その責任追求がはじまる。犯罪が起こったときも例外ではなく、むしろその傾向は強い。特にそれが少年犯罪ということになれば、まず非難されるは親であり学校であるということが繰り返されてきた。そして、最近盛り

上がっているのは、少年本人に責任があるという主張である。

以下、それぞれの責任について検討してみる ことにしたい。

① 少年本人の責任

まず、少年の責任だが、「少年が悪いから犯罪をする。」というのは、極めて単純でわかりやすい発想である。しかし、非行少年は、初めから犯罪をする少年として生まれてきた訳ではない。生まれたばかりの赤ん坊を見て、その子が将来犯罪をするかどうか予言できる人は誰もいない。

例えば、あなたが、生まれた直後に両親をな くし、施設の中で虐待されて育ち、そこから逃 げ出し、行くあてもなく放浪しているうちに腹 がへって死にそうになったと仮定しよう。どこ かの店に入ってパンを盗んで食べなかったとは 言い切れないのではなかろうか。また、そんな に極端でなくても、自分の思春期を振りかえっ てみれば、非行に手を染める危険は、いくつか あったと思い当たる人も多いと思う。つまり、 自分は犯罪とは無縁だったし今後も無縁だろう と安心している人だって、それはたまたま幸運 だっただけであり、ちょっとした違いでどうなっ ていたかはわからない。そして逆に、現在犯罪 を犯している人も、もし違う家に生まれ、違う 育ち方をしてきたら、犯罪をしていなかったか もしれないのだ。

もちろん人間は生まれた時に、親から受け継いだ遺伝子を持っている。しかし、それだけで 運命がすべて決まる訳ではなく、成長する間の 環境も関与するし、どんな先生がいたかとか、 どんな友達がいたかとか、いくつかの偶然が積 み重なって、たまたま非行をするかもしれない し、しないかもしれないということなのである。

現実には、非行を犯した少年たちと話をしていると、情緒面では「些細なことで不安や不満を募らせる」「不快だとすぐむかつく」「我慢ができない」「自分をコントロールできない」など

の、対人関係面では「自己中心的」「社会性の不足」「自己表現力が乏しい」「他者との適切な距離がとれない」などの、問題解決場面では「視野が狭い」「応用がきかない」「よく考えず、短絡的に行動する」などの、それぞれ特徴を持っていると感じることが多い。しかし、そうなったのは、前述のように少年だけの責任ではないことに注意する必要がある。

親に甘えた経験がない、安全な砦に守られた 経験がない、さらにひどい場合には、親に虐待 された(暴力をふるわれたなどの直接的なもの でなくても、無視されたとか、必要な時にいつ もいなかったなど精神的なものもある)などの 事情で、大人不信になり、社会を恨み、家庭に 居場所がなく、同じような友人とたむろしてい るうちに非行に走ったというのは、一つの典型 例である。つまり、幼少期の心の傷(トラウマ) が、思春期に「問題行動」となって現れている のである。

また最近は、色々なプレッシャーを受けストレスをため込まざるをえなかった少年がキレて非行を犯すということもある。たとえば、親に言われて、多くの習い事や塾などに通い、ずっといい子を演じ続けてきたが、中学や高校になって息切れして非行に走ったり、あるいは欲求不満の解消のために非行を犯したりする。

そういう訳で、非行少年という自分とは別の特殊な人種がいる訳ではなく、誰でも非行に陥る可能性があるのである。それを犯罪を犯したら少年に責任がある(だから、少年を厳しく罰すれば良い)ということにしたら、少年の自己イメージを悪くし(「どうせ俺は社会のはみだしものだ」)、さらに犯罪者においたてることになってしまう。それよりも、更生して社会に戻すことを考えるのが大切である。

② 親の責任

では親は、どうだろうか。親については、少 年の遺伝子の供給者であると共に、小さい時か らの環境の大きな部分を担ってきているのであるから、その子どもが非行をした場合に、責任があるのは当然のように思われる。

先輩の浅川道雄氏(元家庭裁判所調査官、現在「日本子どもを守る会」副会長)は、「自分に子どもを1か月預けてくれれば、非行少年にするのは簡単だ。」と述べている。子どもに、「お前は、財布から金を盗んだだろう。」と疑って、言い訳は聞かず暴力をふるったりして責め、差別的な取り扱いをすれば、子どもは簡単に非行少年になるというのである(『「非行」と向きき入り。新日本出版社1998年)。これは間違いなく真実であると思う。1か月でもできるとすると、少年が10数年間を一緒に過ごした親が、積み重ねてきたものは、非常に大きいと言わなければならない。家庭内の、親子関係によって、少年が非行を犯す可能性は相当あると言えるだろう。

しかし外から見ると、両親が揃っていて、父親はサラリーマン・母はパート勤めで、経済的な問題も特に認められず、少年自身も普通に学校に通っている、という所謂「普通の子」の非行が現代の少年非行の特徴である。

それでは普通の親(つまり我々)の生活は、 現在どうなっているのかというと、生活レベル が上がり、便利さを追求するようになり、金が いるので共稼ぎをするようになっている。母親 が働きに出るようになり、子どもに親がいない 状況がおきている。もともと日本では父親は、 会社に時間をとられて家庭にいなかったところ へもってきて、母親までいなくなってしまった。 しかも昔なら大家族でおじいちゃんおばあちゃ んもいたし、おじさんおばさんもいたし、さら に隣近所の人も一緒になって子育てできたが、 現在ではほとんど核家族で子育てをしなくては ならなくなっている。地域との絆も弱い。その 上、初めて親になって、不安を抱えながら子育 てをしていると、非常に多くの情報が入ってく る。「子どもの自主性を尊重し、自立させるよう に育てなければならない」と言われると、子ど もに手をかけるのをためらってしまう。逆に、「きちんとしつけをしないと、後で大変なことになる」と聞くと、親の思い通りにするように命令して従わせたりしやすい。このように親自身も、多くの情報に踊らされて、手をかけるべきところに手をかけず、手を控えるべきところを控えないという、過保護・過干渉と放任とが同居した子育てになってしまっている。(母親がたとえ家にいたとしても、父親の支えのない中で、孤立した子育てをするため、子どもにあたったりする例が増えているという。)

さらに親の方も、ある程度以上の生活の安定 を得て、快適な、物のあふれた生活をしている ため、子どもに欲望を我慢させる家庭教育がで きない。いきおい、金と物は与えるが、心の交 流は少ない子育てとなってしまう。「よその子も みんな持っている」と子どもに言われると、ポ ケベルや携帯電話を子どもに与え、通話料も払っ てやるような親が増えている。子どもが偏差値 の高い学校に進学し、高収入を得られるような 就職ができれば幸せになれると思い込んで、勉 強さえすればよしとして、ご褒美にお小遣いを あげる親も多い。多くの小遣いを与えても、テ レビや雑誌で流されるゲームソフトやキャラク ターグッスやブランド品の情報は大量で、物へ の欲求はとどまるところがない。子供たちは、 そうした物を集め、携帯電話で友人とのつなが りを確かめ、親のいない家でコンビニで買った お菓子を食べながら1人でテレビゲームで遊ん でいるという状況だ。

一方、親も社会の中の存在として、現代資本主義社会からおりることはできず、サービス残業までして企業につくしてきたのに、リストラの対象にされようとするなどぼろぼろ状態である。

しかも政府・財界は労働法制の改悪を目論んでいる。すでに労働基準法は、男女共通の超過勤務規制のない中で、深夜・休日労働禁止・残業150時間上限の女子保護規定が撤廃された。さらに1日8時間労働を解体し、裁量労働制、変形労

働時間制などを導入しようと狙っている。もし そういうことになれば、親の生活と健康が損な われるばかりでなく、親と子どものコミュケー ションの時間もさらに奪われていくことになる。

考えてみると、親も犠牲者であり、気の毒な 点がたくさんある。親の責任追求だけをしても、 本当の意味での解決にはならない。

③ 学校の責任

子どもたちの事件が起こると、学校も責任があるように報道されることは多い。例えば、「もっと生徒の様子に目配りすべきだった」などと言われる。子どもが出しているサインをキャッチできなかったという点では、確かに責任があるかもしれないが、実際にそういうことができる体制になっているかどうかも見ておく必要がある。学校に何人の生徒と先生がいて、1クラスの人数は何人になっているのか。それは、先生が十分に目配りできる数なのかということが問題だ。しかも先生は、本来の業務の他に、部活動の面倒をみたり、事務的な仕事も抱えているとすると、学校や先生に全く責任がないとは言わないが、責任を負わせるのは困難な状況にあるといえそうである。

また最近は「心の教育」ということが強調されている。神戸の事件を背景に中教審にも諮問された。「心の教育」の意味は、「生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指す教育のこと」とされている。これは確かに言葉としては、非常にいいし、こうした教育をおこなっていくことに反対する人はいないだろう。しかし、それでは実際にどうやればいいのか、答えをもっている人もこれまたいないのではなかろうか。文部大臣が、「心の教育」が大事だと言うことはできても、「じゃあどうすればいいのか」実際に学校へ行って、「心の教育」をしてみせてくれといわれれば、できないであろう。

④ その他の問題 (文明の責任)

その他に、文明が進んだことによる問題もある。

テレビが家庭に入り込んできたために、社会の影響がどんどん家庭内に入ってきている。昔の方が貧しい家庭は多かったけれど、それなりにまとまっていたし、家族団欒も多かった。それが、現代では、親は仕事で多忙、子どもは塾で多忙、家族はそれぞれ個室をもち、家庭で過ごすまとまった時間はとれず、食事を一緒にとることもままならないという、「家庭のホテル化」を招いてしまった。

都会ではビルばかりで、遊び場がなく、ギャ ングエイジと呼ばれる時期に友達集団で過ごす ことも少なくなっている。あったとしても、テ レビゲームで遊ぶなど、ヴァーチャル・リアリ ティ的なものになっている。こうしたことから、 少年たちは人間関係のトレーニングが十分でき ず、人間同士のぶつかりありが少なくなった。 だから、少年たちの非行が、手加減を知らない ものになり、倒れて血を流している被害者に、 さらに道具で攻撃したりすることがおこってい る。暴力がエスカレートして重大な結果になっ ているのに、被害者の身体や心への配慮が少な く、リセットを押せばやり直せるとでも思って いるように疑われることさえある。(今後は逆 に、テレビ画面を使って、被害者の立場になっ て事件を振り返るヴァーチャル・リアリティを 少年に体験させるなどの工夫をしてもよいと思 うが、リセットを押しても現実の被害者は元に 戻らないことを少年にきちんと伝えていかなけ ればならないだろう。)

⑤ 責任問題の結論は社会全体の責任

以上述べたとおり、どこか1つに責任を負わせようということでは、非行は説明できない。 それぞれ、責任がないとは言えない事は当然であるが、どこかに責任を押しつけて、安心しようという姿勢では事態は一向に良くならない。 いくら犯人捜しをしてみても、例えば子どもが「私が非行に走るのは親が悪い」と攻撃し、 親が「そんな子に育てた覚えはない」と反撃す るなど、悪循環の泥沼に入るだけである。

何かのせいにして、いち早く理由をつけて安心したい、誰かに責任があるということを確認して、自分は安心しようという意識はわからなくはない。現代人は、非常に不安が高まっているので、自分が責任のない安全地帯にいることを確認して、ホッとしたいと常に願っているからだ。

しかし少年非行は、正に時代をうつす鏡である。大きな銀行や証券会社やゼネコンのトップが、不正な株取引、総会屋との取引、談合等を行い、政治家の疑惑もたくさんあるし、官僚と企業の癒着(接待漬け)など、様々な問題が吹き出している。

正直な話、この状況で、大人が子どもに「正 しいことをせよ」とか「心の教育をしてやろう」 とか言っても、何の効果もないばかりか、かえっ て子どもを悪くすることになりかねない。

明治時代すでに小河滋次郎は、「不良少年の製造元は不良老年である。」と見抜いていた。「不良の資本家、不良の官公吏、不良の政治家の横行・闊歩している社会では、不良少年を作り出すファクトルも社会にある。」というのである。これは現在でも全く同じである。

責任は、少年にも学校にも親にも文明にもあるが、あえていえば社会全体にあるというのが正しいと思う。したがって、個別の少年や家庭に責任を求める前に、社会全体の責任と認めて、社会の改善のための政策や方向性を考える必要があるというのが私の結論である。

3. 結びに変えて (少年法「改正」論議の本質)

今まで見てきたように、少年非行は、大きく 言えば社会に責任がある。現代は、人類が行き 詰まってしまった時代である。ハイテクとか物 質文明は進歩したかもしれないが、人間のあり 方、心の問題が行き詰まってしまっている。政 治も経済も哲学も宗教も、混迷の中で何が大事 なのか、どの方向に行くべきかを示せなくなっ てしまった。

こういう情勢の下で、子どもにだけ「こうあるべきだ」と言っても無理な話である。もともと少年時代は、色々とぶつかりながら成長する時期であるのに、大人も含めた社会全体が方向を見失っているのだから、少年が色々な間違いをするのは当然ともいえる。

それなのに、「非行少年を甘やかすな。厳しく 罰しろ。」という刑罰万能思想がわかりやすさか ら人気を集め、少年法「改正」が急がされている。

戦後続いてきた右肩上がりの経済成長も行き 詰まり、あちこちに破綻が目立ってきた。この 時期に、権力者が、それをごまかして国民を助 き続けるためにどうすれば良いか、自分がその 立場にたって考えればすぐにわかるだろう。それは、昔からおこなわれてきたように、としまる。そうでなければ、自分に批判がきてします。 からである。そこで、たまたま起こった少年事件を利用して、少年法をスケープゴートに仕立て、そちらに国民の怒りをむけさせるように、マスコミも動員して、必死になっているというのが、本当のところ少年法「改正」の本質といえるのではないかと思える。

しかし、我々はここで立ち止まってきちんと 考えなければならない。

少年非行に特効薬はない。手術で悪い所を切除するとか、部品を新しいものと取り替えるという方法で簡単におさめることはできない。一時的に押さえれば、後にもっと大きな爆発が起きることを覚悟しなければならない。

それならば、少年に厳罰などの対症療法をほ どこすよりも、時間がかかっても、社会を改革し て、本当にすべての国民が自由で平等な民主主 義国家を作り上げていくことが求められている。

それでも少年が非行をしてしまったら、なぜ 少年が非行に陥らざるをえなかったのかを科学 的に調査し、どうすればそこから立ち直れるの か社会全体で援助していくシステムを用意して おくことが大切である。犯罪をしたら、一生閉 じ込めるというような排除の社会よりも、一生閉 じ込めるというような排除の社会よりもところれる社会の方が、結局のところれる社会の方が、結局のところ社会での人に優しく、国民全体が生きやすい社会ではないだろうか。社会的弱者にどんかはまななではないだろうか。社会が、住みやすがある。 ではないだろうか。社会が明明者にどんなないだろうか。社会が明明者にどんなで考える必要がある。 ではないだろうか。社会が明明者にどんななななのか、もう一度みんなで考える必要がある。」 年たちは、社会から向けられた「まななし」を自己はかさし、され間せられて育った人が、やさしい「まなくずし」を持つはずはない。やさしさはやさし 接することでしか教えられないのである。一部にみられる「少年法は甘すぎるから厳罰化すればよい」との声におされて、少年法を改悪したら、とり返しのつかないことになる。「急がばまわれ」ということわざのとおり、少年非行に対処するためには、先に社会を変革し、物質的だけでなく、精神的にも豊かな社会を作り上げていくのが、結局は近道なのである。

そうなると、ことは少年法だけの問題ではない。我々が、21世紀にどのような豊かな社会を作るのか、そのためにどういう政治・経済情勢を作りあげるのかということが問われているといえるだろう。

(全司法中央執行委員)

インターネットに労働総研のホームページ開設

- ●労働総研では、インターネットにホームページを開設しています。
- ●現在は、以下の情報を提供しています。
 - *月刊「労働総研ニュース」――日本語・全文
 - *季刊「労働総研クォータリー」――日本語・目次のみ
 - *季刊「労働総研ジャーナル」――英文・全文
 - *労働総研のご案内――英文
 - *出版物のご案内--日本語
- ●皆さんのご意見・ご要望をおまちしております。
- ●アドレス

http://www.iijnet.or.jp/c-pro/soken/

E-MAIL

HZI01762@niftyserve. or. jp



非行少年更生への取組

~家裁現場から見た少年法「改正」論議

松崎 一郎

1. はじめに

最近、話を聞いていると、「少年法は甘くて、 少年が何をやっても許されるから、無茶苦茶な ことをするのだ」「少年は成人になる前にやりた い放題やっておこうという考えでいる」「少年で あっても悪いことをしたら罰せられるのが当然 だ」などという声が非常に多い。

しかし「待てよ」と思う。現行少年法の下で、 少年は何をやっても許されている訳ではないし、 現場でも様々な取組がおこなわれている。

なぜこのような、敢えて言ってしまえば「誤解」が広まっているのだろうか。それは、現実の少年非行の取り扱いについて、正確な知識が広く知られていないせいであろう。その責任は、少年法の現場にいる我々が、少年事件が秘密に取り扱われ、非公開であることを理由として、これまで社会にほとんど発信してこなかったことにも大いにあると感じ、反省している。

そこで、本稿では、現在の少年法の現場の実情を説明し、現場での取組について記述することで、現行の少年事件の取り扱いや現行の少年法制度について、少しでも多くの方に知っていただくことを目指したいと思う。

現在、少年法「改正」の動きが大きく早いものとなっているが、少年法「改正」は決して一部の法律家だけで議論して決めるべき性質の問題ではない。広く教育関係者、保護者、さらには少年(昔少年だった人々や現在の少年たち)の意見をも十分に踏まえる必要がある。つまり国民全体で議論すべきであると思う。そうした議論の前提としては、現在の少年法とその現場

がどのようになっているかについて、全員が共通認識をもっていなければならない。本稿が、そうした共通認識のための、一助となれば幸いである。

2. 現行少年法の構造(家庭裁判所と家庭裁判所調査官の役割)

現行少年法の下で、非行を犯した少年はどう 扱われるかを最初に説明する。そのためには、 成人と少年(14歳以上20歳未満の未成年者)で 犯罪をした時の取り扱いがどう違うのかを対比 させた方が、少年事件の特徴がわかりやすいと 思う。

(1) 成人が犯罪を犯した場合の取り扱い

成人が犯罪をすると、やったことの大小に応じて、それに見合った刑罰を受けさせることになっている。したがって、軽い罪の場合や被害弁償をして示談になっているような場合には、不起訴や起訴猶予になって特に罰を受けないこともある。検察官が起訴した場合には、地裁で刑事裁判が開始され、それは公開の法廷で行われる。その概略は、ドラマの裁判シーンを思い浮かべていただきたい。前に裁判官がいて、向き合って被告人が座っている。左手に検察官、右手に弁護士がいる。後ろには傍聴席が設けられていて誰でも入って見たり聞いたりできる。

法廷で、検察官の側は、被告人がその犯罪を 犯したことを証拠をあげて立証し、その犯罪に ついてはどの程度の刑罰が相当であると求刑を する。一方弁護士の側は、被告人が無実だとい

うことで争うなら、被告人が犯罪をおこなった 証拠がないことを立証するし、やったことを認 める場合には、情状などを主張して軽い刑にす るよう求めることになる。そして最終的に裁判 官が判決の言い渡しをして裁判は終了する。裁 判の結果、有罪となり懲役や禁固や罰金などの 判決を受ければ(たとえ執行猶予で実際には刑 務所に入らなくても)、その被告人には前科がつ くことになる。

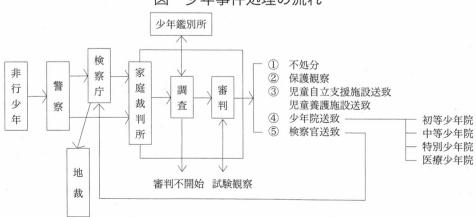
(2) 少年非行の取り扱い(下図参照)

少年が犯罪をした場合には、まず捜査機関が 捜査をとげて、全件を家庭裁判所に送致するこ とになっている。少年は、未熟であるがゆえに、 失敗や間違いをすることもあるということを前 提とした上で、何故そのようなことをしたのか、 その背景となる少年や環境等の問題を科学的な 調査によって明らかにして、今後どこをどのよ うに改善していけば良いのかを判断し、最もふ さわしい処遇を選択するための専門機関として 家庭裁判所が設置されているからである。そし てそのように少年を成人と違う手続きに乗せる 理由としては、成長・発達の途中にある少年は、 成人よりも教育によって変わり得る度合いが高 いことがあげられる。長い将来のある少年を、 早いうちに失敗があったからといって、すぐに 前科者にするのではなく、教育し更生させて社 会に戻す方が良いと考えられるのである。言い換えると、道を踏み外しそうな少年に声をかけて正しい道に引き戻し、その後正しい道を歩いてもらうこと(今後犯罪を犯さないような人になり、一人前の社会人になってもらうこと)が、本人だけでなく周囲や社会全体のためにも望ましいというのが、少年法の基本的な考え方である。

家庭裁判所に送られた少年は、家庭裁判所調査官によって、その性格・行動傾向・交友関係・日常生活の様子・家庭環境などが調査される。そして少年が、どうして非行を犯したのか、今後しないようになるには、どこをどのように改善すればいいのか、そのためにはどのような処遇がふさわしいのかという意見をつけた調査票にまとめられ裁判官に提出される。裁判官は、捜査機関から送致された記録と調査票を読み、少年の処分を決める。(少年が鑑別所に収容されて審判を受ける場合には鑑別結果も大いに参考にされる。)

家庭裁判所の処分としてどのようなものがあるかというと、①保護観察、②児童自立支援施設(従来の教護院)送致、または児童養護施設(従来の養護施設)送致、③少年院送致の3つの保護処分がある。

保護観察というのは、家に帰し、それまでど おり学校に通ったり仕事に行ったりしてもらう が、月に何回か保護司(または保護観察官)の



図・少年事件処理の流れ

ところに通って、生活の報告をし、指導を受け てもらう処分である。

施設送致の場合には、家に帰らせずに、それ ぞれの施設に送って、そこで生活をさせ、必要 な教育を行うことになる。

保護処分に付することができないか保護処分に付する必要がない場合には不処分や審判不開始となる。不処分とか審判不開始という言葉の印象から、成人の無罪や不起訴のようなものだと思う人が多いが、多くは家裁で注意や指導(保護的措置)を加えた結果、保護処分に付さなるしていただきたい。(そういう意味では、よく新聞報道などで見る、「不処分は成人の無罪にあたるが、保護ない。表現は正確ではない。非行なしを理由とする不処分は成人の無罪にあたるが、保護的措置を理由とする不処分は成人の無罪ではない。有罪ではあるが、家庭裁判所で教育を加えたので、今回は保護処分に付さなかったという意味である。)

なお、少年事件に特有の制度として、こうした最終処分を保留して、調査官の試験観察に付してしばらく様子を見ることがある。(在宅のまま試験観察に付される場合と、民間の篤志家などに補導を委託して試験観察に付される場合がある。) その間の少年の生活状況や態度が良く、改善が見られるようなら最終的に不処分で終了するし、逆に生活態度が悪く再非行があれば少年院送致になることもある。そういった心理的な規制を加えつつ、少年に自覚をもって生活してもらおうとする訳である。

特に、補導委託の場合には、委託先で少年を受け入れて、家族と同じ生活をさせることになるので、それまで家族に恵まれなかった少年にとっては、驚きと感動の体験をすることになる。受託者は、少年と寝食を共にして、全人格をかけて少年と向き合ってくれ、場合によっては実の子ども以上に少年を心配し、そばについていてくれる。そういう環境の中で、少年は精神的

にも物質的にも大いに蓄えをして、将来の自立 への準備を整えるのである。

在宅の試験観察の中でも、様々な試みや工夫 がおこなわれている。そのすべてを紹介するこ とはできないが、例えば学力が劣っていて学校 に不適応を起こしている少年には、学生ボラン ティアを頼んで家庭教師をしてもらい、学校で 授業に参加できるようになってもらって、少年 の自信を回復させる試みがおこなわれている。 また、少年が希望すれば乳児院や老人ホームに ボランティアに行かせ、人との触れ合いの体験 や自分が必要とされ感謝される体験を積ませる ことで、それまで「どうせ俺はおちこぼれだ」 と悪かった少年の自己イメージを「自分も人の 役にたてる」という肯定的なものに変化させる、 といった試みが行われ相当の効果をあげている。 実際に、暴走族に入っていた(初めは険しい目 付きをしていた) 少年が、老人ホームのボラン ティアを終えて優しい目をして帰ってきたのを 見た時は、驚きと同時に非常な感動を覚えた。 このように少年が良い方向に変化して不処分で 終わって手を振って去っていくのを見ることは、 試験観察担当調査官として一番の喜びである。

以上のように、少年事件と成人事件の一番大きな違いは、少年事件では処分が、事件の大小に応じてではなく、非行の背景にある少年の問題性(これを要保護性という)に応じて決まることである。成人と違って、やったことに対する刑罰ではなく、少年を教育し立ち直らせるための処分なので、事件が大きくても、少年の要保護性が小さく今後再犯の可能性が小さければ、不処分で終了することもあるし、事件は小さくても、少年の要保護性が大きく再犯可能性が大きければ少年院に収容することもありうる。こうした良い意味での柔軟性・融通無碍な対応が少年法の本質と言えるだろう。

3. 少年事件の実際の流れ

では、具体的に、少年が非行を犯した場合に

はどう取り扱われるか、みてみよう。(もちろん これは、現実のケースではなく、架空の事例で ある。) 例えば、お宅のお子さんが、原付のバイ クを盗んで無免許で乗り回したとしよう。なん だかふらついたバイクにキョロキョロした少年 が乗っていたので、警察官が停止を求め、免許 を見せるように言った。そこで、無免許運転が 発覚し、さらに警察官に「このバイクは誰のも のか」と尋ねられて「団地の駐輪場にとめてあっ たのを盗んできた」と答えた。バイクについて 照会すると、数日前に被害届が出ていることが わかる。少年は警察署に連れて行かれ調書を取 られる。警察はさらに必要な捜査をおこない、 被害日時・場所などを確認し、少年の供述と一 致していたので、少年を窃盗と道路交通法違反 の疑いで、検察庁に送る。(この事件では、少年 を家に帰して、書類のみを送ったが、逮捕され て身柄と書類を一緒に送られる事件もある。)書 類はさらに検察庁から家庭裁判所に送られる。 家裁では裁判官の調査命令が発せられて、担当 調査官が決まる。調査官は、少年と保護者を呼 び出して面接をする。

調査面接では、手続きの説明の後、まず非行 事実が間違いないかを確認する。非行事実が間 違いないと少年が認めれば、すでに述べたよう に、なぜ少年がその非行をおこなったのか、少 年・家庭・学校・職場・地域・交友関係などの 問題をさぐる調査をおこなうことになる。もち ろん、ただ問題点を聞くだけでなく、少年や保 護者と一緒に、今後どうしたら良いかについて 考え、話し合うこともする。

調査の中では、当然のように、少年に今後二度と非行をおこなわないように注意をする訳だが、簡単そうでいてこれはなかなか難しい。

少年が、その行為を、いいことか悪いことか 知らないでやったのなら、知識を教えることが 必要である。しかし「人の物を盗むのは悪いこ とだからやってはいけない。」と教えて、「今ま で知りませんでした。教えてもらったのでこれ からはしません。」という話になったことは、今まで一度もない。「悪いこととは知っていたけれども、欲しかったからやってしまった。欲望に負けてしまった。」という少年がすべてと言ってといる。そういう少年に対して、いくら盗みが思いことだと教えても、「それは、前から知っていました。」で終わってしまう。そこで、「なぜ知っていたのにやってしまったのか」「どこに問題であったのか」、「これから繰り返さないようにするにはどうすればよいのか」を深く考えさせ、「なぜしてはいけないのか」を本当に心の底から理解させることが重要になる。

したがって少年が「悪いことをしました。反 省しました。二度としません。」と言ったからと いって、「じゃあ、そうしなさい。」とすぐに終 わることはない。「ここに来た子で、そう言わな かった人はいない。問題は、ここで口で言うこ とではない。本当に自覚して決心を固め、これ から社会で実践できるかどうかだ。」ということ で話は続く。

「君がアルバイトで金を貯めて買ったバイクが、誰かに盗まれたらどういう気持ちがするか」「約束の時間までに行こうと思って、家を出たらバイクがなかったら、どういう不便や困ることがあるか」「もし今日、国会で法律を変えて、盗みをしても良いことにしたら、世の中はどうなるか想像してみよう」などと問いかけて少年に考えさせ答えさせる。少年はそれぞれ「盗まれたら嫌な気持ちになるし、腹がたつ。」「バイクがないと遅刻してしまったり、他の交通機関を利用せざるを得ず、余計な出費がかかる。」「盗み公認の世の中はとんでもない世の中であり、住みたくない。」などと答える。

また、無免許運転がなぜいけないかについても同様に問いかけていく。少年は「事故が起きやすいから」などと答える。「そう。車やバイクは便利だけれど、事故は恐ろしい。誰も事故を起こしたいと思っていないけれど、毎日事故が起こって、年間1万人以上の人が死んでいる。

そこへ、運転技術や交通法規の知識のない無免許の人が乗り出せば、もっと事故が増える。しかも、無免許の人は、捕まったらヤバイなどとビクビクしているから、気持ちの問題でも運転に集中できず事故を起こしやすい。」「ところで事故が起こって、君が転んで怪我をしても、自業自得だが、他人を怪我させたらどうするのか。その人が植物人間になったら、あるいは亡くなったら、どういう責任がとれるのか。」「君の家族が、もしバイクにはねられて死んだら、どう感じる。しかも運転していたのが、本来は乗ってはいけない無免許運転の人だったら、どう思うだろうね。」このように、話が続いていく。

そして話は、非行の背後の少年の抱える問題にも及ぶ。もし少年が、親との関係が悪くて悩んでいるとか、学校に行けないでいるとか、人間関係のもち方について悩んでいるとか、色々な問題をもっていることがわかれば、それをどうしていくか話し合っていく。(必要なら他機関と連絡・調整をおこなうこともある。)

調査が終了すると調査官は、少年が今後、非行をせずに、一人前の社会人に成長していくためには、どうしたらよいかを考えて、処遇意見を提出し、それも参考にして裁判官が処分を決めて少年に通知し、事件が終了することになる。審判不開始や不処分であっても、手当てがおこなわれているし、保護処分になれば、処分が決まった後にさらに教育・指導がおこなわれることになる。このことを無視して、少年は何もされずに保護だけされているというのは、事実に基づかない議論である。

4. 現行少年法への批判と少年法「改正」論議

以上をご理解いただければ、現在の少年法への批判は、そのほとんどが事実を知らずに非難しているものであることが、おわかり頂けると思う。ただそれでも、「大多数の少年事件について、現行少年法がうまく機能していることや、現場の職員が頑張っていることはわかった。し

かし、少年法の理想はわかるが、ひどいことを やっても反省がない少年、あるいは少年法の良 さを悪用し、嘘をついてごまかそうとするよう な少年もいるのではないか。今、問題になって いるのは、そういう凶悪な少年やずるい少年で ある。」という声があるかもしれない。そして、 これが、「少年法は甘すぎるから改正しなければ ならない」論の代表的な主張となっているよう に思われる。

ところが、一部の凶悪な少年や反省のない少 年に対して、現行少年法はちゃんと対応できる ようになっている。先程の少年非行の取扱いの 説明では、落としていたが、現行少年法は少年 には「基本的に」事案中心ではなく少年の個別 の要保護性に応じた教育的な処遇をおこなうこ とを特徴とする一方で、16歳以上であれば、家 庭裁判所から検察官に逆送し、検察官が地方裁 判所に起訴することもできるようになっている。 言い換えると、現行少年法でも16歳以上の少年 で、色々な保護処分を行ったのに非行を繰り返 している少年 (教育が困難と判断される少年) や事案が重大で保護の範囲を超えると判断され る少年については刑事裁判手続きにかけられ、 刑務所に入れられることもある。18歳以上の少 年なら死刑になることさえもありうるのである。 したがって単純に「少年法は甘い」とは言えな い。また現実問題としても、成人と少年の共犯 事件などでは、成人がとっくに起訴猶予等で釈 放されているのに、少年は教育的観点からとは いえ、身柄拘束を受けていることも少なくない。

そう言うとさらに、「現在問題になっているのは、16歳未満で凶悪なことをやった少年を、検察官送致にできないことだ。14歳で人を殺した場合、刑事処分にまわせないので、やむを得ず少年院に送られるが、わずか数年の少年院教育で社会に戻して良いのか。その点だけでも現行少年法は、社会の要請にこたえられていないから変えるべきだ。」という主張があるかもしれない。さらに年齢について言いだせば、そもそも

20歳を成人年齢とし、20歳未満を少年としていることや、刑法で刑事責任を問えるのは14歳以上と規定していることについても、「問題がある」という意見もある。つまり現行の刑事責任年齢14歳、検察官に逆送できる年齢16歳、成人年齢20歳の3種類の年齢について、すべて引き下げ論が主張されている。

しかし、ご存じのように、人間の成長・発達 というものは、年数だけで決まっているのでは ない。ある年齢の誕生日を迎えたら、突然さな ぎから蝶に変わるというものではないのである。 少年たちは、徐々に変化していくものだし、ど んなきっかけで変化するかは様々である。さら に個人差も非常に大きく、14歳でも大人っぽい 人もいれば、20歳を過ぎても子どものような人 もいる。そういう中で、法律で年齢を決めると なれば、ある程度のところに線を引かざるを得 ない。どこに線を引いても、それからはみ出す 人が出てくる可能性はある。しかし、大多数の 人があてはまり、その年齢が社会的に定着して いる場合に、はみ出した事例が1件あったから といって、すぐに線引きをいじるのが本当に良 いかどうかは疑問である。かえっておかしなこ とになる可能性が高い。

また引き下げ論に対しては、「では、どれ位引き下げれば満足するのですか」と逆に質問してみたい。「10歳でも5歳でも、犯罪は厳しく罰する。場合によっては死刑」というようにすれば満足するのだろうか。「目には目を歯には歯を」というハムラビ法典の時代から、時代を経て現代の法へと移り変わってきた歴史を逆行するようなことが、本当に正しい道なのか、きちんと考えて議論する必要がある。

成人年齢にしても、文明が進むと一人前になるまでに学ぶべきことが増えるので、成人年齢が遅くなるから、今よりも引き上げるべきだという有力な主張もある。平均寿命が50歳から80歳に延びたのだから、単純に比率でいうと、成人年齢も20歳から32歳にしても良い(50歳寿命

時代の成人を元服の15歳だとしても80歳寿命時代の成人は24歳で良い)という意見もあるし、実際に成人を20歳以上に引き上げた国もある。またもし18歳を成人にせよと言うなら、それにともなって、当然に18歳から選挙権を与えるなどの整備をはかる必要がある。いずれにしても、年齢の線引きを変えるとすれば、思いつきではなく、多方面からしっかりした検討・討論を経なければならない。

また現在法制審議会で検討中の少年法「改正」の最大の論点は、「現行少年法では、少年が否認したり事実を激しく争った場合には対応が困難なので、そういう場合には検察官と弁護士を入れて、事実認定手続きをしたらどうか」というものである。しかし、こちらも話はそう簡単ではない。

現在の少年審判は、確かに裁判官1人が、少 年・保護者と向き合って行われている。しかし、 そこで行われることは、普通にイメージされる 裁判とはかなり趣を異にしている。裁判官は丁 寧に少年に問いかけをし、質問も工夫してわか りやすい言葉を選んでいる。少年が少年自身の 言葉で、非行事実について語るのを聞き、少年 自身の認識を正確に把握した上で、法律をあて はめて何が認定できるかを判断している。捜査 機関は、捜査を遂げて証拠などの資料をすべて 家裁に送付することになっており、この資料と 少年の話から、家裁の裁判官が1人で事実認定 できるしくみになっているのが、現在の少年法 なのである。(きちんとした物証があれば、少年 が否認しても事実認定に困ることはない。その 意味で、「事実認定が問題になる事件は、審判で はなく捜査に問題があり、物証がないのに無理 に自白させた事件が、審判段階で否認されると 事実認定が困難になるのだ」という日弁連の主 張は基本的に正しいと思う。)

弁護士が付添人としてつく場合があるけれど も、付添人は少年審判では裁判官や家裁のスタッ フと協力し、少年の良い面も悪い面も理解して、 少年にとって良い処遇は何かを考えて活動することになっている。審判廷にいる、その少年に係わる大人たちが、皆で少年の更生を考えていくのが現在の少年審判であり、そのことが少年の反省や今後の意欲を引きだすことにもなっている。

もし、少年審判に検察官と弁護士が入ったら、 検察官は当然、少年が「悪い」ということを立 証しようとするだろう。そうなれば必然的に弁 護士はその立証を崩すことに力をそそぐことに なるはずだ。「少年をそっちのけにして検察官と 弁護士が専門的法律用語で議論して空中戦を繰 り広げることは、少年に自らの行動を振り返ら せ反省させるような審判ができなくなるのでは ないか」という不安が真先に浮かぶ。外国語か 暗号のような法律用語が飛び交い、ぽかんとし ているうちに、「君は非行ありだ」とか「非行な しだ」とか言われても、そんな審判は少年にとっ てあまり意味がないだろう。百歩譲って今より 事実認定が正確にできたとしても、現在より少 年が反省し今後しっかりしようという意欲をも つとは思えない。特に言語表現の未熟な少年の 場合には、検察官と弁護士の質問の微妙な言い 回しの違いから、少年の言い分が二転三転する ことも予想され、そうなると事実認定ができて も、真実からかけ離れたものになってしまう恐 れさえある。

北風と太陽の例え話もあるが、北風をどんなに強く吹きつけても、旅人はコートをしっかり押さえて、ガードを固くするだけである。少年が、寒風の中で、心を閉ざすような審判ではなく、太陽で温めて心を開かせて、自ら考えさせ自ら語らせ、将来につながるような審判が望ましいのではあるまいか。それに、そもそも「事実認定には対審構造が一番良い」という神話は本当なのか、それは少年にもあてはまるのか、を検証しなければならない。しかも、事実を争ったら、身柄拘束期間が長くなるような「改正」がおこなわれたら、人権問題であり、事実上の

否認制限になってしまう。

このように、少年法「改正」は、どの論点をとってみても、簡単に勢いで変えて良いようなものではない。現行少年法と少年審判手続とをつぶさに見て、その良さも悪さもわかった上で、事実に基づいて冷静かつ科学的態度で分析・検討し、広範な議論を踏まえて、将来後悔しない「改正」をおこなうべきである。決して一部の法律家や政治家の議論だけで、拙速に「改正」を急ぐべきでないというのが、少年法「改正」にあたっての私の基本的考え方である。

もちろん、私は、少年法「改正」に何が何で も反対というわけではない。非行なしを理由と する審判不開始決定や不処分決定に一事不再理 効を認めることなど、少年法には是非改正をお こなうべきところもあると思っている。

さらに、最近、大きな話題になっている被害者ケアの問題や被害者・遺族への情報開示の問題についても、改善すべき点はあると思う。ただ、これは少年法を変えればすむ問題ではなく、成人事件を含めて犯罪被害者すべてに対応できる立法が必要だと思う。

被害者の人権が踏みにじられているのは、犯 人が少年だろうと成人だろうと変わるところは なく、ひどいことであるが、被害者の人権が踏 みにじられているから、加害者の少年の人権も 踏みにじって当然という方向は間違いである。 加害少年の実名・顔写真を公表して、リンチの ようなやり方で糾弾するのではなく、被害者も 加害者も丁寧にケアして、すべての人の最善の 利益を目指す方向が求められている。(逆に被害 者の実名・顔写真報道の方こそ不必要と思う。) 犯罪被害者への補償はもっと充実させるべきで あるし、被害者ケアの専門機関設置やカウンセ ラーの充実は絶対必要である。しかし、加害者 と言われる少年を調査してみると、親に虐待を 受けてきた子ども、学校でいじめの被害にあっ てきた子どもなど、これも被害者と思える場合 も少なくないことを考えると、少年へのケアも

是非必要である。

少年法は、少年が犯罪を犯してしまった後の 手続きをどうしていくかを定めた法律である。 不幸にして被害が出てしまったら、なるべくそ の被害を拡大しないようにして、少年に被害者 の気持ちを理解させて、その後に生かさせるこ とが大切である。そういう理念のもと、後見的・ 教育的・福祉的機能を司法の中に取り入れ、戦 後約50年にわたって有効に機能してきた日本の 少年法は、世界的に高い評価を得ている。(欧米 などでは、少年法を成人の刑事裁判に近づけ、 厳罰化をはかったが、少年非行の増加と凶悪化 は日本の何倍もという状態であり、頭を悩ませ ている。)我が国の少年法の現在の姿をしっかり 見て、その理念を充実・発展させる方向に進ん でいくことが大切である。

そのためには、たまたま非行があって家裁に呼ばれた将来ある少年が、正しい道を歩いていくきっかけとなる手当が十分できるように、裁判官・調査官・書記官はじめ少年事件に関わるすべての職員が、時間的なゆとりをもって質の高い仕事ができるようにしていく必要がある。我々は、日々の仕事の中で、1人ひとりの少年の更生に全力をあげるとともに、真に少年のため、国民のための家裁の実現を目指して、家裁の人的・物的充実をはじめとする要求前進に全力をあげる覚悟である。皆様のご指導ご支援をよろしくお願いしたい。

5. おわりに

毎日、少年と保護者が家裁にやってくる。少年の生い立ちや生活環境を聞いてみると、「よくこの程度の問題行動でおさまっているな」と感じることも少なくない。自分がこんな育ちだったら、もっと悪くなっていたと思うこともしばしばである。

けれども、いくら少年が可哀相でも、犯罪を 犯せば叱らざるを得ないし、相当の処分もせざ るを得ない。盗んでも、人に怪我させてもたい した処罰はないと思わせることは、少年の長い 将来にとって不幸だと思われるからである。わ からなければ嘘をついてごまかしてしまおうと いう考えも通してはいけない。

ただ、繰り返しになるが、それは厳罰にすれば懲りるというような単純な話ではない。今まで、醜い目にあい理不尽だと思ったことを、訴える場がなかったり、訴えても大人に聞いてもらえなかった少年の話をきちんと向かい合ってじっくり聞き、社会との絆を回復させ、「社会は自分につらいだけではない。これからは、自分も社会の一員として頑張ってみよう。」という決心をさせなければ、少年は変わらない。

一方で、少年がいくら気の毒でも、私たちは 非行少年を全員引き取って自分で教育すること まではできない。せいぜい、傍らに立ってあげ られるだけというジレンマもある。

毎日調査で少年や保護者と話し合い、一緒に 考えて、なんとかその少年が良い方向に向かい、 二度と家庭裁判所に来ないようになってほしい という気持ちで頑張っているつもりであるが、 少年は十数年間の家庭や学校や地域での生活の 蓄積で、現在の姿になっているのであるから、 これをわずかな時間で変えることは難しい。 た だ調査の場面で、少年の道筋が1ミリでも良い 方に変わり、それが将来大きな違いとなってく れることを祈って日々を過ごしている。少年が 将来、過去を振りかえって、「ああ、家裁でこん なことを考えたな。」とふと思いだしてくれたら 幸せである。

現場でのたたかいに終りはない。今後とも現行の制度の中で、毎日1人ひとりの少年と向き合って少年を理解し、愛情をもって接しながら、少年が自ら更生していくのを応援するという姿勢を続けたい。それと平行して、よりよい少年法・少年審判を求めて、建設的な議論にも参加していきたいと思っている。

少年法の主人公は少年であることを常に忘れずに……。 (少年非行問題研究家)

子どもの「新しい荒れ」と教育現場の要求

倉本 頼一

「教室から飛び出し たち歩き けんか 大き な声でのおしゃべり、授業妨害、給食のパンや おかずの投げ合い、ジャム、マーガリンの塗り たくりなど、6~7人の子どもの行動で 教室は 常に騒然としていました。

なぜこんなに子どもの心は荒れてしまっているのか、注意しても『おればっかり』と反発し、いつになったら分かってもらえるのか、考えたら落ち込んでしまう毎日でした。……」(京都教育センター年報10号P5)

これは、京都教育センター(京教組、学者教育研究者の組織)の研究集会で「なぜ起こる 小学校教育崩壊」のテーマで報告された内容の 一部である。現在、全国の小学校の現場では、 子どもの「新しい荒れ」とよばれる困難な状況 が広がり「学級崩壊」状況で、正常な授業がむ つかしくなっている学級が増えている。

それは、今日の系統性、科学性、子どもの発達段階を大切にしない指導要領が、多すぎる教育内容を詰込ませる所に大きな原因がある。さらにそれに対して子どもの現状を大切にした創造的な教育内容を集団的に実践しようとしても、管理強化で自主的、科学的な教材選定、創意ある授業を認めず、指導要領と指導書通りの週案作成と実施を命令する教育体制全体に根本的な原因がある。

これらの学校教育の管理強化と共に不毛な受験競争のゆがみが、頂点にたっている。

以上のような「教育内容の多さ、系統性のな さ」「教師の自主的創造的な実践の抑圧」「不毛 な受験競争」「学校管理の強化」の他に「子ども の新しい荒れ」を生みだす原因として「家庭の 人間関係の変化」が現場から指摘されている。 先の京都の教育センターの研究会の報告の中で も次のような問題がまとめられている。

「討論では、子どもの荒れの背景としての家庭での体罰が問題となりました。今日家庭での父母による暴力は一般化しているが、子どもが傷つく度合いは、かつてと違い、より大きいものがあります。『人の悲しみや苦しみが、自分にとっては快感となる』といった傾向は教師、学校の取り組みを越えるほど強いものではないかという意見も出されました。」(京都教育センター年報 10号 P 5)

これは個々の親が全て悪いというのではなくて現代日本の家庭・父母が「子どもが勉強できないのは父母が悪い」「非行に走ったり登校拒否したり、問題行動になる」のは「全て母親の育て方だ」等、社会的に責められ、攻撃にさらされている親、とりわけ母親がその責め、攻撃にさらず知らずに自分の子どもに向けている所にある。その形は目に見える暴力から、暴力はないが精神的に追いこむものまで、いろんな形になっている。「子どもの為」「将来の為」という「善意」で「塾」と「ならいごと」により、子どもに遊ぶ時間をなくしてしまう状況は、「虐待」とはっきり言えなくても、子どもに息苦しい生活を送らせ、日常的に「いらつく」「むかつく」「キレる」と叫ぶ子どもを生み出している。

このように考えると、特殊で特異な事件の少年と考えられているあの神戸の連続殺人事件の A少年が3年生終りに書いたといわれる文は、

A少年が現代の子どもの「新しい荒れ」と無関係でないことがわかってくる。

「『まかいの大ま王』

お母さんは、やさしいときあまりないけど、しゅくだいをわすれたり、ゆうことをきかなかったりすると、あたまから2本のつのがはえてきて、ふとんたたきをもって、目をひからせて、空がくらくなって、かみなりがびびーっとおちる。そして、ひっさつわざの『百たたき』がでます。お母さんは、えんま大王でも手がだせない。まかいの大ま王です」(A少年3年生作文)

小学校の低・中学年くらいの子どもが、お母さんのことを「おにババア」とか書いたり、お母さんの絵に角をはやすことは、よくあることだ。しかし、同じ3年生の時「お母さんなしで、生きてきた大」という作文で「ぼくもサスケ(犬)と同じで、お母さんなしで生きてきた」という内容の作文を合わせて考えると、これは単なる冗談や誇張でなく「百たたき」に近いものがあったことが想像できる。ましてやその頃(3年生)『子どもがおかしい』ということで医者にかかったところ「親のしつけがきびしくて、軽いノイローゼにかかっている」といわれたと伝えられていることを共に考えると、A少年がこのころから、少しずつ病んでいたと思われる。

今日、全国的に広まっている「子どもの新しい荒れ」には、次のような特徴がある。

- 1 授業に集中できず、私語はもちろん、席の離れた子ども同志、大声で話をし、注意すると「うるさい」「クソババー」と反抗し、教室を飛び出す、止めると暴力をふるうこともある。そんな子が数人以上になり、他の子がそれを面白がって同調すると授業ができなくなる。テストも丸めて捨てたり授業中に物を投げ、時には教師に投げつける。
- 2 朝から何をやる気力もなく、ぐだーとしていて、注意したり批判されると「うるさいじゃー」「ムカつくー」とあばれ机、椅子を

けったり、まわりのものを投げたり、暴力を ふるってパニックになる。

- 3 今まで外から見ると「友達・仲間」と思われていた子ども同志が、実は互いに信頼していなくて、ちょっとしたことで「死ね」「殺したる」と驚くような暴力・攻撃的になる。
- 4 茶髪、ピアス、マニキュア、口紅、刺青シールなどして学校にくる。

などなど、今までの小学校現場では、考えられないような状況が、全国の小学校現場に広がり1校に1つや2つの「学校崩壊」「授業不成立」の学級があることが、珍しくない。

こんな子どもと学校現場の中で「良心的な教師」であればあるほど、その指導に悩んでいる。「新しい荒れ」の原因を「教師の指導の力量」と攻撃を受けたりすると、自分を責めて病気になってしまう教師も増えている。

京都市のある支部の教文部が「小学校高学年問題アンケート」を実施し「高学年問題検討委員会」で、次のようなまとめをしている。

「小学校高学年指導の困難性を解決するために何が必要かを聞いた。やはり1日も早く専科制を導入し、高学年担任の負担を軽減することが大切であり、それによって子どもにもよい影響が出ることが予想できる。さらに学級定員が削減されれば、成績評価にかかる時間、生活指導にかかる時間などは、かなり解消されるであろう」

つい2、3年前は「高学年が荒れている」「高学年がしんどい」といわれていたのが、現代では登校拒否、登校しぶり、いじめ、問題行動の多発の中で、低学年、中学年の指導も困難なことが増え、学級定数減、教員定数増、専科教員配置、持ち時間(授業)軽減は、現場教師の切実な要求である。少年犯罪の増加の中で、今こそ一人一人の子どもの声、本音を大切にした教育をすすめる為、父母、住民と力を合わせて教育要求実現をめざしすけんでいかなくてはならない。 (京都・城陽市古川小教諭)

大人は自分のやって来たことを振り返って ——子ども達は変わったか?

高原 数則

中学生による重大に事件があいつぎ「普通の子がすぐキレる」などと言われ、小学校でも「学級崩壊」「授業不成立」など子ども達の「新たな荒れ」が深刻な問題とされている。

しかし子ども達はとんでもなく変わり、本当 に「荒れ」ているのだろうか。

子ども達に何が起き、子ども達は何を考えているのか。子ども達の声や姿を中心に私たちの課題について考えてみたいと思う。

「人生をぶち壊したくなる」

「私も彼と同じ立場にあります。私も今までずうっと一人でした。見かけはみんなの輪の中にいるように見えるかもしれないけど心は一人なんです。みんなそうです。心のどっかで憎しみがある。みんな我慢しているんだ。今は平和かもしれないけど心は悲しくさみしいし、穴がある。何でこんな時代に生きてきたんだろうと時々思うことがある」

「将来のことがプレッシャーとなって降りかかってくる。だからたまに本当に自分の人生を ぶち壊したくなることがある。誰でもめちゃく ちゃになりたい時は必ずあると思う」

神戸の事件の際の中学3年生の意見である。 両方とも普通に学校生活を送っている子どもの 声である。

わずか15才の子ども達が寂しさ・孤独や憎し みをかかえ、見通しと自分自身をつかむのでは なく「自分の人生をぶち壊したくなる」ような 社会。子ども達がこれほどの悩みと葛藤をもっ て「こんな時代に生きて」いることを普段の私 たちがどれほど気づかっているかが問われる。 いわゆる「荒れ」た行動や挫折をつまずきが表 面に現れない場面でも、子ども達は孤立し、先 の見通しも見えない不安と寂しさの中で健気に 生きようとしているのではないだろうか。

そして「こんな時代」を作った責任は子ども 達にはなく、彼らには当面それを変える力もな い。

にも関わらず、「キレる子ども達」や「荒れ」 そのものが問題にされ子ども達自身にその原因 があるかのように言われ、「持ち物検査」や挙げ 句の果てに「少年法改正」までが持ち出されて いる。また文部省は「毅然とした指導」や「警 察との協力」「校長のリーダーシップ確立」など を強調し、教育行政の責任を子どもと学校の問 題にすり替えながら学校の管理体制をさらに強 化することをも企んでいる。

しかし、今日の事態の原因と責任が教育政策 や私たち大人の姿勢も含めて社会にこそあるの はここに挙げたような子ども達の声を見れば明 らかではないだろうか。

変わったのは子ども達ではなく教育政策や彼らが生まれ育ってきた社会なのだ。子ども達を 豊かな感性を持った人間として育てる働きが機 能しない社会そのものが問われるべきなのであ る。

「こういう社会にしてしまったのも大人達だし 少しは自分のやって来たことを振り返って、間 違ったことを犯していないかを確認してほしい」 ナイフ事件についての中3の意見である。

息をひそめる「普通の子」

何が子ども達をこれほどの悩みと葛藤に追い 込んでいるのか考えてみたいと思う。子どもを 取り巻く暴力的・退廃的な文化状況や大人社会 のモラルの低下、さらには大企業優先・国民生 活犠牲の自民党政治による生活不安、家庭・地 域破壊、能力主義・競争原理に貫かれた労務政 策など考えるべき課題は多面的だが、ここで教 育にしぼって考えてみる。

国連の「子どもの権利委員会」は今年6月、日本政府に対して、「極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達上の障害にさらされていること、及び教育制度が極度に競争的である結果、余暇、スポーツ活動および休息が欠如している」として教育制度の改善を勧告した。

「小学校卒業までに3割の子が分かればいい」 とする現行学習指導要領が導入されて8年。

十進法も教わらない小学校1年生に何時何分まで読ませ、デシリットルを使わせたり、かけ算九・九の時間を著しく減らすなど発達段階・理解力を無視して系統性の無い学習内容を押しつける指導要領に対して私たちは「子どもの発達を疎外し、教室と子ども達を深刻な状態に追い込む」ものとして導入当時から強く批判をしてきた。

子ども達はともすれば小学校低学年から日々の授業で「分かる楽しみ」を奪われ挫折し自信と誇りを失わされているのである。さらに文部省は「理解できないのも個性のうち」「分からない子はそれなりに」などと子どもを切り捨てる「指導」を教師に押しつけ、分かろうとする子どもの意欲を奪い、子ども達自身に早い時期から見切りをつけることを強要している。子ども達の発達の土台が堀り崩されているのである。子ども達がゆったりと穏やかに過ごせるわけがないのである。

この8年間、文字通り「3割の子どもが分か

ればいい」という状況が進行し、まさに私たちの批判や国連の指摘通りの深刻な事態が全国で 生まれているのである。

そのうえ管理主義的体制・生活指導は服装や 髪型から持ち物、果ては下着やあいさつの仕方 に至るまで仔細にわたって子ども達を規制し、 そこからはみだす事のない様に暴力も含めた「指 導」が徹底される。しかもこの管理体制で子ど もの声を抑えなければ現行の教育課程は進められない点に事態の深刻さがある。

さらに内申書重視の入試制度は目立たない「普通の子」「良い子」である事を子ども達に強要し「柔順な子」を大量に作り出し、中学1年から「生活態度って内申に響くよね」「ケンカするとダメだよね」などと聞く子も決して珍しくない。

このようにして個性を出すことや自己主張を 抑えられ、目立たない「普通の子」であること を押しつけられる。個性と人格を削られ、多数 の子ども達が息をひそめてジッとしているので ある。

このような中で「あるべき姿」や「決まり」・ 大人の思い入れに従って子どもの姿を考えるならば、子ども達1人1人の悩みや葛藤・発達課題は見失われてしまう。そして「生きる力」や人間らしい感性を育むのではなく、無力感ととらえどころのない不安や寂しさ、ストレスの蓄積した不安定な精神状態に子ども達をさらに追いつめることになる。

そこに何らかのキッカケがあればその精神状態が一気に堰を切って爆発をする。それが「普通の子」が「キレる」時ではないだろうか。

優しさと健全さに気づく優しさとゆとりを

子ども達は「極度に競争的」な「こんな時代」の中で苦悩しつつ、「非力」ながらも必死に自分自身をつかみ、しっかり生きようと、もがいているのである。「否定的な姿」や「荒れ」そのものが「分かりたい」「切り捨てないでしっかり見てほしい」「悩みを聞いてほしい」などの当然で

- 労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

切実な訴えかけなのである。そう考える時「否定的な姿」や「荒れ」の向こうに困難な時代を健全に生きる「未熟」な愛すべき子ども達が見えてくるのではないだろうか(その意味で本特集の「年少者犯罪」という言葉には疑問がある)。

子ども達は大人に話を聞いてもらいたいし頼りたいのだ。子ども達は本来大人に見守られ保護され、ある時には甘えながらも試行錯誤を繰り返して力と自信をつけ自分を確立していくものである。

いま子ども達にはこの甘えられる保障と、守られ認められている安心感のもと試行錯誤を繰り返す場と時間こそが必要であるとともに、大人にはそれを見守れるゆとりと体制が求められ

ているのある。

「分からない事があれば友達同士で助け合う。 成績の悪い人がいれば友達同士で助け合う。これが大切なんじゃないか。困った時だって、つらい時だって友達がいる。今は勉強よりも友達が大切だと思う」「持ち物検査をやってナイフを取り上げるより、その子の気持ちを考えてほしい。中学生がどうしてナイフを持たなければいけないのかを考えてほしい」

この優しさと物事を本質的にとらえる感性にこたえ得る教育と社会をつくることが急がれている。せめて「競争的」に子どもを駆り立てない優しい大人でありたいと思う。

(東京・東大和第一中学校教諭)

労働総研/国際労働研究部会執筆

『世界の労働者のたたかい―1997』刊行

一世界の労働組合運動の現状調査報告・第4集―

全労連は表題の現状調査報告書を発刊した(98年3月)。この現状調査報告書の作成には、労働総研/国際労働研究部会の97年度1年間の研究活動をふまえ、構成メンバーは執筆をはじめ全面的に協力した。これは1994年版、1995年版、1996年版に次ぐ第4集である。

この1997年版には、アジア、オセアニア、中東、アフリカ、北米、南米、西欧、東欧、独立国家共同体なと53ヶ国を取り上げるとともに、それぞれの地域の概観を付している。データーファイル的な事例調査を基本としながら、この1997年版ではとくに、韓国、ベトナム、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどいくつかの国々について、それぞれのたたかいの背景や筆者の視点を含めて詳述している。B5版・127ページ。

頒 価 500円 (送料240円)

申込先 全労連国際局

〒105-0004 東京都港区新橋6-19-23 平和と労働会館6F

TEL: (03) 5472-5841 FAX: (03) 5472-5845

世界の労働者のたたかい 1997

一世界の労働組合運動の現状調査報告―

1998年3月

全国労働組合総連合



イタリアの左翼政党と労働組合

高木 督夫

昨年本誌26号 (97年春季号) で私なりにイタリア 紹介をしているので、ここではいわばその統編としてイタリアの左翼政党と労働組合についての感想的 報告を書いてみたい。小論のための説明不足部分は26号論文を参照してほしい。

左翼政党と労働組合

現在イタリアのプローディ中道左派政権が政党連 合ウリーボ(「オリーブの木」)を土台としており、 その主力部分がPDS (左翼民主党、得票率21.1%。 本誌31号宮前論文によると最近DS=「左翼民主」と 名称変更。おそらくより広範な中道勢力を包括する 動向の1つと考えられるが、詳細が不明なのでここ では旧名称を使用する)であり、それがPCI(旧イ タリア共産党) 分裂後、その多数派によって形成さ れた明確な社会民主主義政党であることは周知であ ろう。イタリアの左翼政治勢力を政党と労働組合に 視点を合わせて見ると、単純化にすぎ、ある程度不 正確であるが、ウリーボの主力であるPDSと3大ナ ショナルセンター (CGIL、CISL、UIL) のブロッ ク、PCI分裂時の少数派によって結成されたPRC(共 産主義再建党、得票率8.6%。現在プローディ政権に たいし閣外協力。但し議会のキャスティング・ボー トを保持しているため発言力はきわめて大)とCGIL 左派および諸左派独立労組のブロックに分けること ができる。

ますPDS側ブロックについて。かつては最大労組 CGILは主力がPCI系、一部社会党系、次位のCISL はキリスト教民主党系などと言われたし、事実いま でもその関係はそれなりに存続しているものの、事 態は急変しつつある。1991年PDS結成の影響下での CGIL第12回大会におけるネオコーポラティズム路 線の確立を契機として、悪化していた3大ナショナ ルセンターの関係修復が加速、現在包括的な中道左 派政治勢力に対応した統一ナショナルセンターの形 成が推進されている。(97年11月29日のコリエッレ・ デラ・セーラ紙は、PDS党首ダレーマがウリーボに 対応する統一ナショナルセンター結成のため、CGIL の総書記、UIL総書記、CGILの社会党系幹部等と協 議、CISL総書記ダントーニを新ナショナルセンター 総書記に就任させるよう働きかけた旨すっぱぬき報 道。ダレーマは事実無根との抗議を行ったが、新聞 社は拒否。結果は98年初頭のダントーニ立候補声明 である。PDSの組合にたいする実質的な指導的影響 力を示すものと言えよう。イタリアの労組と政党は 制度的には相互に独立・対等で、選挙での組合の政 党支持やフラクション活動は存在しないが、歴史的 条件下、多数の組合幹部党員を通じての影響力は巨 大といってよい)。

PDS側ブロックの理論・政策・運動を総括的にいえばネオコーポラティズムであり、そのかぎり「93年7月協定」が基本的な重要性をもつことは言うまでもない(本誌26号の拙論参照)。この立場からPDS側ブロックが取り組んだ政策的課題・方向は2つ、1つはイタリア経済の情況から困難視されていたEMU(EU通貨同盟)への創設時加入(98年5月実現)、それを経由してのEU統合下でのイタリア経済の発展と社会民主主義の発展であり、さらには西欧社会民主主義連合組織によるヨーロッパの社会民主主義化の展望であろう。他の1つは「構造的諸改革」(複数名詞。政治・経済・社会面での一つ一つの構造的な欠陥や不合理を民主主義の方向に改革・改良しつづけていくこと)である。両者は一応別個の問題であるが、内実は不可分の関係にあり、EU統合参

加への強行政策が基軸をなしている。

構造的諸改革

「構造的諸改革」は「改革の積み重ね」および「民 主主義の徹底化」と言い換えてもよいもので、その かぎりでは社会民主主義にとっても、社会主義にとっ ても共通したものであり、PDS(左翼民主党)はも とよりPRC (共産主義再建党) もこの用語を重視し ている。イタリアの場合は、社会の歴史的後進性と 現代的不合理とがからみ合って致命的な慢性疾患症 状が生じているために、とくにこれが重視されざる をえないのである。典型例として「縁故主義」(clienteliesmo) がある。正規の手続きでは1年半か かってもできない電話の架設がコネを使うと1日半 でできた、という類の話はイタリアでは余りにも当 然すぎることだ。就職、昇進、商売すべてが通常は コネからコネへとつながり動いてゆく。このような 不合理は政治の世界で極端に拡大され巨大な害悪を 結果せずにおかない。戦後一貫して政権の座にいた キリスト教民主党、とくにその幹部の腐敗汚職(有 名なマフィアとの醜関係はその一例) は限度を知ら ないものであったし、PCI(旧イタリア共産党)を 敵視し社会党を反共化させ、キリスト教民主党と組 んで首相として長期政権を維持した社会党党首クラ クシも彼らと同様、収賄によって政治的子分を養い、 また子分を公団や国家特殊会社の経営者に任命する ことによって一層の金と権力を手に入れたのである。

ミラノ検事団による92年からの政・官・財の汚職 摘発、キリ民党や社会党幹部の大量訴追が国民に大 歓迎され、訴追の先頭に立ったディ・ピエトロ検事 が英雄視されたのも当然だったし、94年春の総選挙 でキリ民党が10%レベルに転落し、社会党が実質的 な消滅現象を呈したのも当然だった。このような歴 史的背景の下ではPDS側ブロックが「構造的諸改革」 を推進するのも当然だし、「93年7月協定」が所得・ 雇用政策、労働協約制度、労組代表制度等の直接的 な労組関連問題にかぎらず、研究開発・技術革新、 教育・職業教育改革、国際化に対応した金融市場改 革、地方産業政策、インフラ整備と公共投資政策、 公共料金政策等、国政全般にわたる分野に至るまで、 政・労・資三者の参加・協議の対象としたのも当然 といえよう。

問題はPDS側ブロックの「構造的諸改革」の方向が 労働者・勤労国民にとって実際に何をもたらすかで ある。ここには2つの側面がある。1つは、行政や 郵便事業に典型的に見られた、かつ改善されつつあ るとはいえ現在もまだ大量に見られる極端な無責任・ 非能率であって、長期間のキリ民党支配下での、政 党幹部の無責任・汚職・腐敗の体質が下部労働者まで 含めた組織全体に浸透した結果といえる。改革は行 政面では市民本意の行政民主化・効率化の方向しか ないし、また公社・公共企業体の場合には、民営化 を中心に国民に与える利害得失の具体的検討に基く 民主化・効率化が求められた。事実、不十分ながら 事態はその方向に進んだし、進んでいる(効率化に ついては再度後述)。ただ国鉄民営化の例のように、 労働者の生活と権利の確保をめぐる労使間の紛争が 現実には深刻な問題になっている場合があるが、イ タリア労使関係の下では労使間交渉の問題として解 決可能といえるだろう (日本の国鉄民営化のケース のように、労組破壊を最初から民営化の基本目標の 1つとするような野蛮さは、イタリア労使関係下で は問題外といってよい)。要するに、この側面の改革 方向は、過去の腐敗の累積があまりに巨大深刻であ るため、国民の大きな反対がなく比較的無難といえ る。

もう1つの側面は老齢年金、とくに勤続基準の退職年金の水準引き下げ、所得政策(賃金抑制)、労働市場の弾力化(パート・派遣労働の導入、増大化)等に見られる「改革」(ないし改悪)である。ここでのPDS側ブロックの主張は、EMU(EU通貨同盟)加入に必要なマーストリヒト基準達成のために、これらが不可避ということなのだが、それはEU統合化が新自由主義を原理としている以上、必然的にEMU後の企業間大競争と外国多国籍企業誘致のためのコスト引き下げという財界の主張を容認することにならざるをえない。これがPDS側ブロックの現在の「構造的諸改革」の基本的方向であり、歴史的腐敗構造にたいする改革の側面はそれと密接に絡みあい、結果的にEU指向の基本的方向を国民に納得させる役割を果たしているように見える。

構造的諸改革としての年金改革

イタリアにとってマーストリヒト基準の最大の困 難が毎年度の財政赤字であることは言うまでもない (累積財政赤字はGDPの120%強で基準値の2倍を越 えているが、これは毎年の赤字縮小の努力が認めら れれば大目にみてもらえる)。それ故98年5月のEMU 加入合否決定を目前にした97年秋の98年度予算案審 議が、後述のPRC(共産主義再建党)の反乱による 政権危機に見られるように荒れたのも当然であった。 予算案の中心は支出削減で、年金、医療、国鉄、郵 政、教育、地方自治、公務等軒並みだが、金額の大 きさ、長期に渡る国民生活への影響の大きさ、数年 来続いている改革論議の関連等から、年金問題が焦 点であった。結末となった11月初めの3大ナショナ ルセンターと政府の合意結果は、PDS (左翼民主党) 側ブロックの立場と政策をよく示している。老齢年 金は94年からの改革の続行で、改革最終年2000年に 男性65歳、女性60歳給付開始(98年は63歳と58歳)。 財界非難の的である勤続基準の退職年金は従来掛金 35年だけが受給資格条件だったのが、96年から年令 制限等の改革が入り、今回は改革最終年2008年で、 掛金35年で57歳または掛金40年 (98年で掛金35年で 54歳または掛金36年)になった。またこれも非難の 的であったが、公務員労働者は掛金男性20年、女性 14年6ヶ月だけの資格条件で受給できたものが、民 間労働者と同一条件となり、2004年に掛金35年で57 歳または掛金38年で合流することになる。さらに年 金計算の基準も最終5年間の平均賃金から掛金総額 リンクに変更された。

この公務員年金を含む退職年金改革はプローディ政府とPDS側ブロックにとって大きな成功であったといえる。第1、94年秋のベルルスコーニ中道右派内閣の年金改革(改悪)が3大ナショナルセンターの300万人をこすゼネスト・デモによって阻止されたのに対し、今回はスト1つなく改革が成功し、国内では3大ナショナルセンター構成員の8割以上が投票でこの政労合意に支持を与えてネオコーポラティズムの前進を認め、国際的にはプローディ政府の改革に対する能力と決意が承認され、財政赤字縮小を通じてEMU加入の成功をもたらしたからである。も

ちろん経営者団体は不満を表明したが、彼らの得た 実益からすれば職業的不満というべきだろう。第2、 では誰が利益を得、誰が損失を負担したのか。後者 はいうまでもなく労働者・勤労国民であり、かつ損 失は今後長期間持続しかつ漸増していく。利益を得 るのは企業である。90年当時で年金保険の料率は賃 金総額の26%強、その80%以上が経営者負担とされ ているから(数値自体は現在ある程度変化している はず)、労働コスト低減・企業競争力強化への影響は 少なくない。第3、では何故3大ナショナルセンター 労働者の大多数が支持を与えたのか。「他国に例を見 ない特権的年金」といった財界側の非難がイタリア の組織労働者に影響を与えたとは考えにくい。EU 統合の不可避性、EMU加入の必要性、EU統合下の 大競争と外国多国籍企業誘致の不可欠性、そのため の労働コストの引き下げと財政赤字縮小の必要性と いう、真正面からのPDS側ブロックの政策と説得を 受け入れた(後述のようにPRCは既に方針転換をし ていた)ことが基本的理由といえる。

第4、では年金改革以外の代替案がありえたか。 PRC側ブロックが主張するのは、全面的脱税対策の 強行である。イタリアの脱税の凄じさは有名だが、 巨額という点は共通するものの(200兆リラを越える という推定もある)、確実な推定値は無理である。と はいえ、当局の推定年金財政赤字が97年度から2000 年度にかけて12,5、16,3、18,9、20,4兆リラだから、 脱税対策が大きな成功を収めれば、年金問題にかぎ らず財政赤字問題全体が様相を大きく変えることは 確かだろう。しかし脱税のあまりの広範かつ深刻さ のため、全面的な脱税対策強行は政権の崩壊を意味 せざるをえず、不可能というのが現在イタリアの常 識といってよい。現政府もそれなりの脱税対策を声 高に宣伝しながら進めているが、大きな効果は無理 と思われる。

EU通貨同盟加入のための改革諸政策の 意味するもの

以上の年金改革問題に見られた性格は PDS 側ブロックの他の改革諸政策にも共通している。「93年7月協定」の前段としての「92年7月協定」から実際上始められた所得政策による賃金決定の結果、製造

業の時間当たり実収賃金上昇率は、90年から95年に かけて7.2、9.8、5.4、3.7、3.4、3.1%とその引き 下げ効果を示しており、製造業実質賃金上昇率は同 期間、0.7、3.3、0.2、-0.8、-0.6、-2.0%といっそ うの賃下げ効果を示している。製造業生産労働者の 時間当たり労働コストは同期間、17,74、18,60、 19,60、16,00、16,16、16,48米ドルであって、EU 諸国の中でも上昇抑制、さらに93年以降の低下が際 立っている。しかも失業率は90年から96年にかけて、 9.1、8.6、8.8、10.2、11.3、12.0、12.1%と高率を 維持しており、賃金・労働条件引き下げの役割を果 たしている。また派遣労働の開設、パート労働増大 化を初めとする労働市場弾力化の改革政策が既存の 「闇労働」520万人(94年、イタリア政府推計、「二重 労働」128,3万人、イタリアに居所をもたないEU域 外国民60,4万人、公共職安を介さない就労者50,9万 人、派遣労働など非正規労働226,4万人)が果たして いた役割、つまり不完全就労の増大、それによる完 全失業の形態変化を通じての完全失業率の引き下げ、 正規就労者の賃金・労働条件引き下げ等の役割を一 層強化することも当然であろう。要するに、PDS側 ブロックの諸改革政策は、国民とくに労働者の負担 増大と引換に、EU 統合下の企業の国際的競争力強 化と外国多国籍企業誘致を成功させることを目標し ているといってよい。それが合理的と認められる条 件は、ただ1つ、EU 統合下でイタリア経済が発展 し、イタリア国民の一層豊かで民主的な生活が実現 するということたげである。しかし、果たしてそう 言えるのか。EU 政治経済とその下でのイタリア政 治経済の将来を予測することは、私には不可能なの で、常識的な若干の事実とそれに伴う感想だけ記し ておこう。

EMU (EU通貨同盟) 成立後、EUの金融政策の主導権は、伝統的に通貨価値維持を尊重するドイツ連邦銀行の影響が強く、しかも各国政府に対して独立性の強いEU中央銀行に握られることになった。各国政府の金融政策面での自由度は大きく低下せざるをえない。またマーストリヒト基準も実際上効力を持続することになったので、各国政府の財政政策面での自由度は従来同様制限される。イタリアの場合は過去財政赤字が激しく、最近になって格段の努力

の結果赤字3%のマーストリヒト基準をやっと達成 した経緯があり、基準の持続による政府の財政政策 の自由度の低下は、他国の場合よりはるかに激しい ものになる。さらに基準値の2倍をこえる累積財政 赤字の存在が事態を一層厳しくする。要するにイタ リアは自国政府の財政・金融政策の自由度を他国よ り厳しく制限されながら、EU下の大競争に突入す るわけだ。このような情況下でのイタリア政府の基 本的対応策は、なによりも民間企業の国際的競争力 の強化であり、同時に外国多国籍企業の誘致でしか ない。両者とも当然低労働コスト、良質の労働力、 新技術、効率的インフラ等を要求するのであり、こ こから前記のPDS側ブロックの諸政策の内容、ある いは「93年7月協定」が研究開発、新育、インフラ 整備、公共投資等までを対象にしていたこと、さら に市民本位の行政や公共企業体の改革・効率化さえ もが、インフラ整備や国有財産払下げによる赤字財 政の支援の側面を有していること等が理解できるの である。

大競争下の EU では、大企業を先頭とした資本蓄 積過程が急激に進み、それなりの経済成長が進行す るという予想が EU 当局を先頭に、現在の多数派で あろう。しかし現代世界の資本主義経済下で自由競 争が矛盾なく発展しつづけるとは到底考えられない。 社会民主主義は「資本主義経済の維持」、「改革の積 み重ね」「民主主義の徹底化」を自らの特徴と主張し ているが、今まで述べてきたイタリアでの観察から 考えるがきり、また私に見えるかぎりでの西欧社会 民主主義勢力の現在の政策動向や、それと多国籍企 業群を先頭とする新自由主義勢力との力関係からす ると(EU15ヶ国中13ヶ国の政府に社会民主党が参 加しているにもかかわらず)、当面する労働者・勤労 国民の国難が大きく改善するのは難しいと考えざる をえない(本誌26号の拙論参照)。労働者・勤労国民 の将来を展望する上では、相当以上に長期の視野で 問題を考えていく必要性を痛感する。

共産主義再建党と労働組合

PRC (共産主義再建党) とPDSのとの間には、近親憎悪的な側面と統一戦線指向の側面とが併存しているように見える。PRCが歴史的なPCI (旧イタリ

国際•国内動向

ア共産党)の名称を引き継ごうとしたのを、PDSは 裁判沙汰にかけて阻止したし、PRCの得票率がPDS の3分の1にも達しなかった時期には、PDS幹部の PRCにたいする軽侮的発言をマスコミでしばしば見 かけた。他方PRCのPDSにたいする発言にも罵倒に 近いものが少なくなかった。しかも両者は96年選挙 では選挙協定を結び、PRCは閣外協力を続けている。 その上、前記のように PRC は国会でキャスティン グ・ボートを握っており、その影響力は海外から予 想される以上に大きい。

97年10月、PRCは予め発表してきた警告に従って 年金改悪を中心とする98年予算案に反対、既述した ような立場から政府は譲歩を拒否、多数派の地位を 失ったウリーボのプローディ首相は辞表を提出、政 治危機が生じた。問題は、その直後PRCが態度を逆 転、予算案受諾·EMU加入支援を表明、プローディ 政権が存続することになった点である。マスコミで は公党であるPRCの態度豹変、突如とした政策転換 を批判する声もあったが、むしろ中道左派勢力と PRCの閣外協力による、一種の統一戦線政権の崩壊 が防止されたことへの安堵感を表明したものが多 かった。PRC内でも意見が分裂、結局党代表者で長 老のコッスッタが書記局を率いるベルティノテッ ティにたいし、ウリーボとの政治的統一の重要性を 説得、必ずしも全面的ではないが、一定の意思統一 に成功したと伝えられている。確かに近親憎悪と統 一戦線指向の両側面が併存し、しかも最終的には理 論的に正しい後者の側面が貫徹したとも考えられる し、フランス社会党の勝利と共産党幹部のジョスパ ン内閣入閣の影響も否定できない。同時にPRCのこ のような、かなり激しい不安定さは、一貫した長期 的政治方針つまり綱領の欠如に関係しているように 私には思われる。今春PRC本部での質問では、当面 の党の方針は当然存在するものの、確かに綱領は存 在しなかった。率直に言って綱領は無いのではなく、 造ることができないのではないか、という印象は否 定できない。運動主体の歴史的・具体的な事情によ る困難は別としても、きわめて理念的・抽象的なレ ベルならともかく、社会主義政党の政治理論や政策 に一貫した基準を与え、目標としての社会主義とそ れに至る道程を一定の具体性をもった理論レベルで 確定することは、現状では不可能に近い困難さなの かもしれない。

98年秋のPRCによる政治危機は、政府との妥協に際して、法定週35時間労働の政府提案という産物を生みだした。PRCは以前から要求していたのだが、国会通過の可能性のなかったものが、妥協の産物として突如浮上したわけである。財界はもとより反対だが、実際にはPDS側ブロックにしても、既述の立場からすれば当然消極的である。ただ高失業率下、フランスの影響もあり労働時間短縮に誰も真正面から反対することはできない。結局、原則は賛成だが、要は時期と施行のやり方だということで、フランスの場合と異なり実質的な引伸しや骨抜き、つまり現実対応的柔軟化による難航が予想されている。

PRCと労働組合の関係をPRC側ブロックという用 語で表現すると、かなりの誤解を生ずるだろう。個 人的印象だが、PDSの最大ナショナルセンターCGIL への影響力は組合幹部党員(とくに上・中級幹部) を軸としており、組合組織に沿って上から下へと流 れていく。CGIL 大会代議員はほぼ中級幹部以上だ から、大会レベルで見るかぎりPDS系主流派が圧倒 的である。これに対しPRCは職場に近い下級組合幹 部ないしいわゆる活動家に依拠している。だからデ モなどに大きな動員力をもっているが、大規模な組 合組織に上から網をかぶせて動員するというのは少 ない。むしろ労働者大衆の自然発生的とも見える闘 争に乗っかり、それが発展するように激励するといっ た感じである。PRCと労組との関係の範囲では、主 役はむしろ上記のような意味での組合側であろう。 この点はかなり注目すべきである。

イタリアはストが多い国である。雇用者1人当たり労働損失日数は94年で伊0.24、英0.01、仏0.03、独0.01、米0.04、日0.00日であり、96年で(雇用者数は94年のもの、仏のみ数値不明のため除外)それぞれ0.14、0.06、0.00、0.04、0.00日で、ダントツである。最大の理由は伝統的な労働組合主義の意識・慣行とそれを保障する制度であろう。わが国では左右を問わず今でも労働組合主義を労使協調主義とする受取り方が横行しているが、誤りというしかない。労働者の経済的・社会的・政治的利益と権利を守るため経営者や当局と交渉し、話がまとまらなければ

労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

実力でたたかうというこの立場は、労働者の利害だけにとらわれる視野の狭さという欠陥を有するものの、自然発生的であるだけに広範で根強い闘争の基盤である。例えば前記の勤続基準の退職年金だが、局外者から見て「特権的既得権」という財界の非難が、全面的に的はずれとも言いきれない感じがする場合もある。しかも数年続いてきた反対闘争の執念深さ、頑強さには、感心を通り越してエゴイスティッ

クな印象さえ受けたものである。このような頑強な 労働組合主義がイタリア労働組合運動の基盤になっ ており、PRC側ブロックの背景になっている。個人 的な推測になるが、イタリアの場合、組合主義的運 動の中から、組合主義を乗り越える組合や政党の活 動家が大量に育ち、職場や地域の運動を支えている というように考えられる。

(理事・法政大学名誉教授)

イギリスにおける最低生活保障の動向

唐鎌 直義

最低生活保障の課題

最低生活保障というと、日本では今日でも「所得の最低限を保障すること」と理解されるのが普通である。勤労者に対する最低賃金制とか貧困層に対する生活保護の最低生活費、高齢者に対する最低保障年金などとしてである。これらはどれも、貨幣の量の大きさで示される「所得」もしくは「収入」のことを指している。しかし庶民の生活にとって、貨幣の第一義的な意味は流通貨幣としての投割を果たすことであって、堆蔵貨幣としての役割ではないから、単純に金額が多く保障されれば良いというものではない。その金額(貨幣の量)によって保障される生活の水準や内容がどのようなものであるか、が重要なのである。

所得または収入の大きさで生活の水準を予想することは、誰にでも比較的容易なことなのだが、それは既存の生活様式(生活構造)を表象に浮かべることができるからである。貨幣の量は、貨幣の使われ方を前提に置くことで、生活の質をも表現するようになる。このように、生活の「最低」とか「標準」といった概念を考える場合、大切なのは貨幣の量(つまり所得または収入の大きさ)だけではなく、その貨幣量でどのような生活を送ることができるのか、ということを併せて考えることである。

戦後民主主義のもとで形成されてきた諸制度が、 「グローバル・スタンダード」(世界的統一基準)や 「規制緩和」政策によって解体されようとしている今日、国民生活を守る視点からは「最低限保障」の重要性が一層高まってきている。その際、単純に所得または収入の大きさだけを論じていたのでは、現在の日本の庶民生活を、その外部から市場を通じて型枠のなかに押さえ込んでいる生活様式そのものの問題点を看過することに繋がりかねない。最低生活保障の課題は、つとに生活様式(または生活構造)の点検や反省に求められなければならない。

イギリスの最低生活保障は、庶民生活の構造を考慮して、日本よりも複眼的に作られている点に特徴がある。商品経済社会である以上、結局は所得または収入の保障に行き着かざるを得ないのだが、そこに至る筋道が複数考案されており、そうした施策が総合されて最低生活を保障する仕組みになっている。以下、その仕組みの概略を説明することにしたい。

1) 所得援助 (Income Support) 制度

1988年から新たにスタートした公的扶助制度で、申請し易さを考慮することでステイグマ(恥辱感)を緩和した補足給付(Supplementary Benefit)制度を受け継いだものである。最低生活保障の中心的役割を担っている制度である。

グレート・ブリテンに居住する18歳以上の、週に 16時間以上働いていない、この制度が定める基準額 未満の収入(週給表示)しかない人を対象とする制 度である。租税を財源とする非拠出制の制度である

国際•国内動向

ために、簡単な資力調査 (Means Test) を要件とするが、わが国の生活保護制度と違ってその要件はかなり緩やかである。すなわち、申請者がそのパートナーを含めて総額8,000ポンド(購買力平価でおよそ250万円) 以上の資産 (貯金・有価証券・不動産)を保有していると、受給資格が失われる。ただし、この資産には自分が住んでいる住宅は含まれない。資産が3,000ポンド (購買力平価でおよそ95万円)を超える場合には、資産250ポンド毎に週に1ポンドの収入があるものと見なされて、給付額がその分減額される。

また扶養義務者の範囲についても日本と違ってかなり狭く設定されており、親子関係(子供の年齢は原則として18歳未満まで)および夫婦に代表されるパートナー関係に限定されている。

表-1は、この制度の受給世帯数・受給者数の推移を見たものだが、1995年現在で567万世帯、977万3千人が受給している。この数は現在の日本の生活保護受給世帯数・受給者数のおよそ10倍に当る。ちなみにイギリスの人口数、世帯数はともにわが国の約半分であるから、結局イギリスの公的扶助は日本のそれの約20倍の機能を果たしていることになる。表の最下欄に受給率(日本でいう人員保護率)を示しておいたが、それは1994年で17.4%に上っている。日本の生活保護制度の人員保護率が現在わずかに0.71%に過ぎないことと照らし合わせると、所得援助制度の果たしている役割の大きさが理解できる。イギリスでは6人に1人の割合で公的扶助の受給者が存在しているのである。

表には示さなかったが、受給者(申請者)の内訳を見ると、その31%が高齢者、30%が失業者、19%が単親者(母子世帯)、13%が障害者、7%が短期の疾病者・寡婦となっている。日本の生活保護と比較すると、労働能力の保有者がかなり高い割合で受給している点に特徴がある。傷病者の比率が低く、失業者が多く受給していることが顕著な特徴である。しかも29歳未満の若年失業者が49%もの多数を占めている。

2) 家族信用 (Family Credit) 制度

この制度は、所得援助制度が週に16時間以上働い

ている常勤労働者の貧困には対応できないために、 考案された制度である。1988年以前は「家族所得補 足」(Family Income Supplement) と呼ばれてい た制度である。16歳未満の児童もしくは19歳未満の 学生を1人以上養育している、週に16時間以上働い ている、基準額以下の所得しかない労働者を対象と する社会保障給付であるが、自営業者も支給対象に 含まれている。常勤で働いても最低生活をクリアで きない問題は、本来的には低賃金問題に属し、解決 の方法としては社会保障制度の対象外であるはずな のだが、現実には雇用形態の弾力化のもとで普通に 起こり得る問題である。このように、「働く貧困者」 にも対応しようとする姿勢を指向している点に、イ ギリス社会保障制度のもう1つの特徴がある。この 制度は所得援助制度を補完するもう1つの公的扶助 制度といえよう。

表-2に受給者(申請者)数の推移を示しておいたが、1995年現在で60万余世帯が受給している。この数値が現在の日本の生活保護受給世帯数にほぼ合致しているが、先に述べたようにイギリスの総世帯数は日本の約半分であるから、この制度だけでも日本の公的扶助の2倍の機能を果たしていることになる。

このようにイギリスでは、国民の最低生活保障に公的扶助制度の果たしている役割が非常に大きい。ここまで高い機能を発揮していると、日本の生活保護制度と質的に異なる機能を果たしていると言うべきであろう。しかし、これら2つの制度はあくまでも現金としての所得を保障する制度であるから、その意味において日本の公的扶助制度の延長線上にある。イギリスの最低生活保障に日本にはない特徴が認められるのは、むしろ以下の2つの制度に関してである。

3) 住宅給付(Housing Benefit)制度

この制度は、一定額以下の可処分所得(実収入から税・社会保険料を差し引いた手取り所得)しかない人に対して、その人が毎週支払っている家賃の一定割合を地方自治体が給付する制度であり、いわば「家賃補助制度」である。非拠出制の、資力調査を要件とする、非課税の給付である。家賃に限定されており、持ち家の場合の住宅に関するさまざまな経費

については適用されない。ただし水上生活者の船の繋留料と車上生活者の駐車料金は適用対象とされている。16,000ポンド(購買力平価で約500万円)以上の財産があると受給資格を失う。3,000ポンドから16,000ポンドまでの財産については、所得援助制度と同様に250ポンド毎に週に1ポンドの収入があるものと見なされる。

表-2に、他の低所得世帯向け社会保障給付の状況とともに、住宅給付の受給世帯数の推移を示しておいたが、1995年現在で473万4千世帯が受給している。受給率は20%を超えており、5軒に1軒がこの制度の恩恵を受けていることになる。しかも、この制度が支給する家賃の一定割合とは、公営住宅で平均87%、民間住宅で平均92%に達している。非常に高いレベルの給付が行なわれている。この制度だけで年間2兆3千億円(購買力平価で換算)が支給されている。

こうした制度はわが国にはない。住宅給付は、保 守党政権下で低家賃の公営住宅建設が停止状態とい えるほどに削減されたために、その穴埋めとして拡 充されてきた制度だと評されている。確かにそれは、 「住宅の公的責任」の堕落形態であるかも知れない が、「持ち家」政策(つまり住宅の自己責任)一辺倒 の日本の住宅政策がもたらしている現状と照らし合 わせて見れば雲泥の差である。わが国でこうした制 度が形成されたとしても、持ち家取得者が大半を占 める状況のもとでは、すぐにはあまり効力を発揮し ないであろうが、民間アパートに住むひとり暮らし の若い勤労者や高齢者にとっては、大きな意味があ る。低額年金の高齢者はもとより、若年単独世帯に も生活保護基準以下の所得で生活する人が相当多く 認められるからである。

4) 地方税給付(Council Tax Benefit) 制度

この制度は、地方自治体がその管轄内において個々人の住宅の価値に応じて課す地方税(カウンシル・タックス、固定資産税)が、低所得者に対して減額される制度である。かっては「家賃割戻」制度とともに「地方税割戻」(Rate Rebate)制度と呼ばれていたが、これが1990年に"Community Charge Benefit"に変更され、さらに1993年に現在の制度

に変更されたものである。実際には現金が支給されるのではなく、減額された地方税が請求される仕組みのものである。個々の減額の水準は低いが、表-2に示されているように非常に適用者が多い制度で、1995年現在562万4千世帯が受給している。受給率は24%に達しており、ほば4軒に1軒が受給していることになる。住宅給付が借家に住む低所得者の家賃に対応するのに対して、地方税給付は持ち家の低所得者の固定資産税に対応する制度となっている。この点にも、イギリスにおける「住宅の公的責任」の示し方の一端が窺える。

5) 制度の高い捕捉率

以上のように今日のイギリスでは、公的扶助制度による最低生活保障のほかに、家賃を補助したり固定資産税を減額したりすることで最低生活保障が達成されるように工夫されている。これ以外にも有名な「国民保健サービス」(National Health Service)が戦後すぐから発足しており、そこに加入する96%の国民は、一部の薬剤費を負担するだけで医療費の負担を心配することなく医療にかかれる仕組みになっている。またこの制度のもとで、ホームヘルプ事業や訪問看護事業も公費負担で行なわれている。現物のサービスとして給付される部分が大きいのである。

日本では、こうした生活の基盤部分が大幅に市場経済を通じて商品として提供される仕組みとなっており、それが今日では勤労者世帯にとっての長期的な生活課題であり続けると同時に、大きな家計の圧迫要因ともなっている。このようにイギリスと日本では、社会保障制度の充実度の相違を反映して、国民の生活の構造そのものがかなり違ってきている。現在、課税最低限を引き下げる案が、政府によってイギリスとの比較において主張されているが、単純な金額だけの比較は全く以て非科学的に過ぎる。これもまた、貨幣の量の背後にある国民の生活のあり方を忘却した議論と言わねばならない。国民の最低生活の保障を真に構築しようと望む側が、政府と同じ轍を踏んではならない。

最後に、この小論で取り上げた諸制度が、どのく らい最低生活の保障に効果を発揮しているか、捕捉

国際•国内動向

率 (Take-Up Rate) を通じて検討することにした い。表-3は各制度の捕捉率(受給資格をもつ低所得 世帯のうち何%の世帯が現に受給しているかを表示 したもの)を、給付額で見た場合と受給世帯数で見 た場合と、2通りに示したものである。一般的には 後者で表すことが多いので、それに従うと、所得援 助のそれは79%から88%に達している。以下、家族 信用のそれは81%、住宅給付のそれは最も高くて88 %から96%、地方税給付のそれは一番低くて71%か ら80%となっている。

これはかなり最低生活の保障に成功していると 言って良いであろう。なぜならば、日本の生活保護 制度の捕捉率は非常に甘く見積もっても15%程度、 辛く見積もれば5%程度と推計されているからであ る。受給する権利を有する貧困世帯の実に90%近く が救済から漏れてしまっているのだ。生活保護行政 は1割行政だといって良い。従来、職安行政が2割 と言われてきたが、それよりもずっと低いのだ。こ のような大量の「貧困の放置」を前に、生活基盤の 保障を主張することなど虚しいかも知れない。直接 的に生活保護制度の機能を高めることこそが重要で あるのかも知れない。しかし早晩、貨幣の入り口の 所で(つまり所得の大きさだけで)最低生活の保障 を考える時代は去るであろう。消費の自由度を高め、 生活の見通しを持てる状況を作るための最低保障の 方策が必要とされるに違いない。

(理事・大正大学助教授)

表-1 所得援助の受給世帯数・受給者数の推移

(单位:万人、%)

					(/	3/(1/0)
	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
受給世帯数(受給者本人)	418.0	448.7	508.8	564.3	567.5	567.0
パートナー(配偶者)	69.1	76.3	89. 1	101.6	99.2	94.5
11歳未満の児童	159.1	184.2	208.8	226.2	224.6	220.8
11歳~15歳の児童	45.4	52.6	61.5	70.4	73.4	74.9
16歳~17歳の被扶養者	9.0	11.0	14.5	16. 1	16.3	16.2
18歳以上の被扶養者	1.6	1.9	2.7	3.7	4. 1	3.8
受給者総数	702. 2	774.7	885.3	982. 2	985.2	977.3
受給率 (人員保護率)	12.6	13.8	15.7	17.4	17.4	

資料) "Social Security Statistics 1996" HMSO, 1996. P. 17より作成。

表-2 低所得世帯向け社会保障給付の給付率の推移

(単位・互冊書 0/)

						13 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			(単位・)	(単位:万世帝、%)	
	実 数					給 付 率			率		
	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	91年	92年	93年	94年	95年	
家族信用	34.7	39.7	48.8	55. 1	60.8	1.5	1.8	2. 1	2.4	2.6	
所得援助	448.7	508.8	564.3	567.5	567.0	20.0	22.5	24.7	24.6	24.3	
住宅給付	403.0	432.5	453.3	465.0	473.4	18.0	19.1	19.8	20. 1	20.3	
地方税給付	(633.4)	(655.0)	525. 2	549.7	562.4	(28.3)	(28.9)	23.0	23.8	24. 1	
全世帯数	2, 240	2, 263	2, 286	2,310	2, 333	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料) "Social Security Statistics 1996" HMSO, 1996. P. 9, 46, 69. "Social Security Statistics 1994" HMSO, 1996. P. 71.

[&]quot;Social Trends 26" HMSO, 1996. P. 50. より作成。

注)全世帯数は91年と94年以外は作成者の推計値。

表_3	低所得世帯向け社会保障給付の捕捉率	(1002-04年)
1x-J		1 990 - 944

(単位:億£、£、万世帯、%)

	所得援助	家族信用	住宅給付	地方税給付
<給付額でみた場合>			, ,	
申請額の総計	131.1億£	9.9億 £	77.4億 £	17.5億 £
未請求額の範囲	7.4~16.6"	2.3"	2.3~6.9"	3.9~6.3"
捕捉率	89~95%	81%	92~97%	74~82%
平均給付額 (週当り)	47.90£	43. 20 £	32.55£	6.24£
平均未請求額 (")	22. 85 "	24.00 "	21.45"	5.54"
<受給世帯数でみた場合>				
受給世帯数	526万世帯	44万世帯	457万世帯	540万世帯
有資格で未受給世帯の数	72~139"	18 "	20~61"	134~217"
捕捉率	79~88%	81%	88~96%	71~80%
漏救率	12~21 "	19%	4~12"	20~29"

資料) "Social Security Statistics 1996" HMSO, 1996. P. 305-306より作成。

街づくりと地域経済の振興をめざす 共同の取組み

はじめに

守口市は、大阪市の東隣に接する人口15,6千人/面積12,73km²の都市である。戦前からメリヤスの集積地で、その集積の上に重層的に中小零細企業の電気・機械・印刷・化学などとサービス業の集積(法人に限ってみると、1950年に133社/従業員3,376人が1995年に3,699社/50,674人)が始まり、70年代の高度成長期をピークにして現在は、大企業(松下と三洋両本社)と中小企業10,306事業所が混在した街である。

2回の「産業空洞化」を経験して

私たちの街は、2回の「産業空洞化」を経験した。 その第1は70年代から東洋紡績や丸善ミシンなどの 繊維関係と機械金属産業を中心に海外(アジア)に 進出し、産業構造の再編「産業の空洞化」がすすみ、 家電産業が地域産業の中心に位置した。

第2の空洞化は、松下や三洋など家電産業の大企業は、オイルショックの下で労働者を常勤雇用から不安定雇用「パート・アルバイト」労働者に転換し、かつ「ME化」を進め地域の労働力の需要と供給のバランスを崩し、労働条件を大幅に切り下げた。

亀原 義明

80年代には、松下や三洋は一層の海外進出(海外の労働者雇用比を松下246%、三洋140%を行い、「パート・アルバイト」の大量「解雇」を強行した。その結果、地域の「産業空洞化」が極端に進んだ。

この「産業空洞化」に追い討ちをかけているのが、 90年代不況である。

この不況は、過剰生産だけが原因ではなく、バブルの崩壊、巨額の不良債権による金融不況が重なる複合的不況で、この不況克服の為として、大企業などがリストラを強行し、さらに、政府や自治体までもが「行革」と称して住民負担を強化したことが事態をより深刻化した。

他方、自民党政府の求めにそって守口市は、大型公共投資を強行したり「大規模店」の進出(現在進出予想計画実施されると全体の売場面積で、1、2種の大型店が70%を越える)を促進し、これによって、雇用が削減され、賃金や下請け単価が切り下げられた。また小売店(88年2280店/従業員8234人、98年1832店/従業員8025人448店減)が大幅に減少した。その結果、消費が大幅に冷え込んでいる。

合わせて借金による公共投資(生涯学習センタームーブ21・市民会館と健康管理センター etc.) は、

国際•国内動向-

景気回復(小売店の売り上げ94年対比97年では0.1%)にはならず、財政赤字が拡大(公債費の急増86年度対比96年度1.54倍)し財政危機を生み出した。

その結果、市内では、企業倒産 (閉店)・失業「首きり」・自殺・行方不明・学校給食費や健康保険料なども払えないなどが急増している。

また、産業構造再編等による人口の過大な流動現象は、地域の人とひとの繋がりを稀薄にした。加えて、単身赴任や経済的事情からみの家庭破壊などもあり、地域のコミニティ形成がさらに弱まり、独居老人問題・青少年の非行など深刻な社会問題を生み出した。

こうした事態の中、労働組合や諸団体は、従来の活動領域の闘いでは、深刻な社会問題はもちろん職場の問題も解決できず、多くの団体が要求の実現にはより大きな団結と幅広い共同が必要だ感じ、この危機打開をするためにどうするかを考えるために幅広い仲間に呼び掛けた。

現状の報告から議論し、やっと結論!

商工業団体からは、大型店の進出で1日1人くらいの客しか来ない現状では店を閉めるしかない、多くの下請けの製造業では、親会社から下請け単価の5%ないし30%もの切下げを求められている、その上に、仕事量も大幅ダウンを押しつけられる現状。

その中でも、中小零細企業は、苦しい中においても「脱下請け」(自立)への模索を開始している現状。 住民からは、生活苦の実態、公共料金の引き上げ、 子どもの教育問題の深刻さ、生活環境の悪化の現状。

民間労働組合からは、不況下で企業倒産を伴う雇用の不安や「合理化で賃下げ問題」などの厳しい現状。

市職労からは、財政赤字や民間準拠を口実とした職場「合理化」人員削減・住民サービス切捨て問題などが具体的に交流された。

地域のこうした現状から、呼び掛けに応じた諸団体は、豊かな街、「職・住」の接近した街、下駄履きで買い物ができる街、高齢者や弱者の住む街、子どもが健やかに育つ街を創る為にどう共同するか、何をすべきかを討議して、街づくりは、「生活の問題」から「経済問題」=「就業・労働環境」を一括してとらえ、真剣に考える事が必要との意志統一をだした。

結論として、参加団体は、こんなに深刻な地域の 現状なのに責任を取るべき者(政府・自治体とも) が責任を取っていない、また解決の能力を持たない 現状はまさに危機として認識した。

合わせて、市職労職員支部は、市財政の分析を行ない、市財政の危機は、借金による公共投資や大企業(第1法人、第2法人)による大幅な(税)減収があること。その中に於いても中小企業(第3法人以下)が大幅(税)増収することで市財政を下支えしていること。中小企業が市財政面でも主役であること事実で証明した。

参加団体は、要求実現の過程において、不況という大きな障害があり、それは、市財政にも、雇用も 生産も市民生活に避けがたい課題であり、住民生活 や労働者の生活も「地域経済」が深く結び付いてい ることを認識した。

その為に、結論として、運動上も、街づくりの土台に「地域経済の活性化」を位置づけた「街づくり」が必要になった。こうした論議を経て、この危機打開のために、各参加団体の経験と教訓を相互に学び、それを活かして住民の生活の実態や意識を調査し、それぞれの団体が一層の団結と主体的に危機打開の共同を広げることを認識した。

調査の目的と位置付け

関係者等からヒヤリング・街をウォッチングして 守口市を「零細商工業の業務地と住宅地も含む混合 型の都市」と位置付けた。

労働者と住民が力を合わせて労働・生活・生産・経営をめぐる今日の厳しい状況を突破し、市民の願いに応える守口市政実現への運動の輪をさらに広げていくためにその「糧」にする資料づくりを目的とし、調査活動と個別の団体の要求実現の運動を並行して追及していくことを位置付けた。

同時に、街づくりの政策方向=「中小零細企業・ 業者企業の振興」政策と「地域環境の保全・施設整 備」対策の両面を含み、市民合意を作り出すことを 目標としている。

住民意識調査と製造業実態調査の取組み の困難さ

- 労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

市役所の職場では、職場の「合理化」や個別の緊急の課題が山積し、個々の要求実現の運動と「地域経済問題や住民意識調査」が直接関連するとの理解が進まず、そのために、一部の幹部の「政治的で野心的な思い」として評価されるなど長時間にわたる討議が必要。市民や職員の要求実現の妨害をする政治的背景や経済的背景などが理論的に整理されても本質的になお理解されにくく、その関連性の整理ができるまでがこの活動の最大の山場であった。この課題を克服すると、調査活動(第2次調査に220人第3次も多くの仲間が参加)に足が出始め参加者に多くの確信や教訓を与え、運動は加速的に前進した。

この調査活動でわかったこと

住民意識調査では、住民の街を愛する気持ちが強いことや行政水準が評価される反面、街づくりに意見を持っている住民が多いことがアンケートの自由記入欄には5人に1人くらいの割合で具体的提案内容が記入されるなどからも証明された。

製造業実態調査では、中小製造業者の巧みな経営能力、地域産業の基盤としての自覚と自負、それに見合う高い特殊な熟練技術や高度な技術があること、大企業を上回る「雇用能力」=「製造業常勤者の雇用は82.4%」など、そこには中小企業の日本経済の基盤としての実態が明らかになった。

「買い物調査と商店街の実態調査」では、住民は、 大型店より地域の商店(街)を信頼し、多くの住民 が商店街を生活物資の重要な供給地(食料品の44% を地元商店街で購入)としている。また、お年寄り には商店街は憩いの場であり社交の場である。

商工業者の後継者(30%しか後継者がいない)の 不足が「地域経済」の最も深刻な問題になっている。 経営問題では大企業の横暴の実態が具体的に浮き彫 りになった。

松下・三洋は、戦後、守口の松下・三洋から世界の松下・三洋に急成長したが、住民の生活は、課税所得平均で270~330万円である。この数字は、大企業の繁栄が住民生活の繁栄には繋がるものではなく、「大企業優先の政治」の実態を証明している。これらの調査を通じて中小零細商工業者が、守口市住民生活、文化、市財政上を下支えしていること、そして

この中小零細商工業者が危機的状態になっていることが明らかになった。

調査活動の内容

1981年、「住民の生活領域」における、生活の実態と要求。市政評価や住民の意見と、駅前再開発と住民の買い物動向を市民の2%を任意抽出してアンケート調査し、冊子「わが街守口」で明らかにした。

1994年、住民の意識実態を市内19小学校区のうち 住宅形態の特徴がある5つの小学校区を選び、その 校区住民の3%を任意抽出アンケート調査し冊子「住 民意識実態調査報告書」で明らかにした。

1996年、「住民の生活領域」の調査から、「生産の領域」労働・生活・経営の実態を2000事業所を対象にアンケート調査と訪問聞き取り調査をし、「守口市の製造業の実態と振興に関するアンケート調査・中間報告」で明らかにして、現在まとめ作業中である。

1993年から97年、守口と北河内6市商業団体と労連が共同で、働く女性2039人の買い物動向と典型5商店街店主127人の実態アンケート調査をし、「地域経済の買い物アンケート調査中間報告」で明らかにし、現在分析とまとめ作業中である。

調査活動などの成果

①行政的成果

調査活動から、地域問題がひとつ一つ明らかになり、市が進めた「駅前再開発」事業などの場合は地域の商店街の要求に添って基本計画まで変更させた。

従来大阪府は、経済調査などについて府下全体を 一括調査し地域的な調査はあまりしていないが、私 たちの調査後、守口などを集中的に地域調査を製造 業や商店街で実施している。

守口市は、市民生活実態調査実行委員会の代表を 入れた、「商業活性化推進協議会」を設置しその対策 を具体化している。また市職労との団体交渉でも、 市当局は、商工振興に具体的対策を立てると回答し た。

市内32商店集積地域の活性化に関連し商店会内の カラー舗装道路を市が補修する方向で検討を開始し ている(従来は、商店街内は商店街で補修するとの 契約があるので市は補修していなかった)。

国際•国内動向

②運動面から

それぞれの団体が、より幅広い団体との相互の理解と共同を進め住民要求の前進と併せて政治的要求も前進させている。

官制団体や中小企業家の認識が、「赤い組合・団体は賃金やエゴ要求者」・「敵」と思っていたことに示されるような市職労などや民主団体に対する偏見的感情が一掃され、「中小企業や商店の味方」として保守層の中でも受け入れられるなど変化が生まれている。実際に、自治会等の中にも市職労の「リストラ反対」の主張もその内容をよく聞く必要があると変わってきているし、実際に自治会の一部幹部や市長との付き合いのある団体から「市政問題で話合いを真摯な立場でしたいので集いに出席」してほしい等の要請があるなど、私たちとのこれまでつき合いのない保守層に大きな変化のきっかけを造っている。

参加団体の参加者の街を視る目が意欲的になり地域活動や職場の活動に活かされている。住民や商工団体との共同にも確信をつくった。

市職労などでは、職場での要求組織が住民の信頼 の基盤に立ち住民要求との結合が容易に図られ、政 策的観点での追求が職場から可能になった。また、 保守市政の下でも市の政策決定にも具体的に反映さ れつつある。

このように、調査活動と要求実現の活動の結合は 多くの仲間により大きな住民との共同と展望をつく り確信を与え、新しい運動のエネルギーを創ってい る。

具体的提言

住民は住宅の周辺と住宅本体に不満を持っている。 特に私有住宅に不満が多くあり、現在の居住環境の 改善「周辺整備」と「住宅本体の整備」が求められ ている。周辺整備は市が改善をすること。住宅本体 は公的支援が必要となっている。

環境問題の不満「住工接近による工場公害・交通 渋滞と生活道路の産業化・子供の遊び場不足・大気 公害・日照権・通風と緑不足」などや公共施設のサー ビスの不満が市民の定住志向に重大な関係をもって いること、若者の「利便性」重視の傾向にも対応す る街づくりが求められている。 中小零細企業にも、「利便性」と集積の活用が重要である。「仕事のまわし(地域内75%の企業がなんらかの仕事のまわしをしています)・高い技能と技術の維持と研究」にも公的支援が求められている。

一方で過集積の諸問題と高齢化による継承問題、 自主ブランド開発など諸問題への公的支援が求めら れている。

以上のような方向を実現するには、商業者・小零 細企業などは大企業との厳しい競争関係を考えると 民主的規制と公的支援が重要である。

現行の地域活用を考慮し「工場跡地は工場・商店 跡地は商店・住宅跡地は住宅」を優先することが重 要で、一定の法的規制も検討する事が求められてい る。

地域住民や商工団体などが共同して、地域産業の 振興と住みよい「街づくり」をめざす対政府への運 動を大きく発展させる事が重要である。

逆立ちした大企業本位の「経済成長」重視の政治 姿勢の転換をし人間重視の社会建設を求める運動を することが必要である。

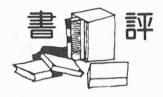
地方分権下での行政は、自治体情報の交流ネット ワークなど自治体が自立し関連地域の調整機能を必要としている。

これらを基本に、住民との懇談や調査スタッフと 参加団体の役員及び構成員と検討をすすめ近く提言 の予定である。以上をもって、中間の経過報告とし たい。

(守口市職労)



- 労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)



牧野富夫監修労働総研編 『「日本的経営」の変遷と 労資関係』

金田 豊

1

日経連の「新時代の日本的経営」による効率化と 総額人件費削減が労働者へ犠牲を押し付けながら進 められているが、雇用の多様化と流動化、能力・成 果主義による個別管理強化など、その内容はかつて 日本の高度成長を支えた「日本的経営」の特徴とさ れた終身雇用や年功賃金を高コスト構造として拒否 するものであり、しかも「新時代の日本的経営」自 体も、進行過程のなかで職能給から職務給の再評価 へ、能力よりも成果重視への移行など、運用上の重 点を変えつつある。変化をみせる「日本的経営」と は何か、変化の基礎には何があり、「日本的経営」が いま、どんな段階にあるのかの解明は、これと闘う 労働運動にとって欠かせない課題となっている。

労働総研の共同研究による『「日本的経営」の変遷 と労資関係』の分析はこれにこたえ、闘いの前進に とって重要な観点を提示するものとなっている。

2

本書は「日本的経営」の成立と展開過程を歴史的に追う。戦前の国家・官僚主導の身分制的ヒエラルキーと経営家族主義により、労働者の権利を抑圧した労資関係の下で、大企業中心に企業別の労務統括が進展し、戦時にはそれが丸ごと上から労働力集団として組織され、産業報国会として総動員されていったことが、戦後の日本労資関係形成の歴史的前提条件となった(第1章)。その上に戦後、独占資本がアメリカの対日政策の下で、労働運動を抑え、経済成長の軌道に日本経済をのせた1950年代後半に「日本的経営」が形成され、高度成長の60年代なかばに本格的に確立していったとされる。企業閉鎖的で年功

的な熟練形成システムを前提とし、正規労働者の企業内人生を丸抱えにし、労働者の全人格に対する総合評価の人事考課で、高度成長期の企業「合理化」に積極的に協力し、昇進意欲の強い「猛烈社員」に仕立て上げる制度として、日経連は定期昇給制度を提唱した、余剰人員も解雇でなく配転出向として処理し、終身雇用慣行として定着した。(第2章)

しかし、高度成長の矛盾があらわれてくるなかで、「日本的経営」が、考課制度の中に持っていた能力主義の要素が人的資源の有効活用のために重視されるようになり、69年には、それまでの考え方や慣行の是正を求める「能力主義管理」を日経連は提起した。オイルショックやドル危機で不況とインフレに陥入り、高度成長の終った70年代は、減量経営、雇用調整と結合して、能力主義管理を柱に「日本的経営」が再編成されて行く。

終身雇用は出向・転籍を含む広域化と能力開発主義の少数・精鋭化、流動化、複線型雇用管理に修正され、年功賃金は、定昇制度の修正で中高年の昇給を抑え、格差をひろげる職能給化をすすめ、新職能資格制で役職位体系と職能資格体系を分離し、低成長下に合致した効率的な人事制度にされた。

80年代には、「日本型経営」は大企業を中心に、賃 金体系の職能給化、職能資格制度を基軸とする「人 事トータルシステム」へと再編され、「職務遂行能力 を評価する人事考課の役割を一段と高め、労働者に 対する個別支配差別支配を強めることとなり、企業 社会化、会社人間化現象を顕著にして行く。

この過程では闘う労働組合の破壊と労資協調体制 の確立が再編の基礎的な条件となった。

それはME化技術革新の進行のなかで、職制機構、 職場管理組織が組合の職場組織と代替・癒着した職

書 評-

場支配体制の確立による日本的生産システムの確立 をもたらし、日本を強い国際競争力をもつ経済大国 に押し上げて行くことになる。(第3章)

こうした労働者を犠牲にした大企業の海外進出は 円高をよび、バブル経済の崩壊とともに、90年代は 深刻な不況に直面した。国際競争の激化に対処し、 不況を切り抜けるには、高コスト構造の是正による 国際競争力の確保が財界にとって不可欠とされた。 そのために、規制緩和を前提とした労務管理の再編 =「日本的経営」の再編成が日経連の「新時代の日 本的経営」として提起されることとなった。それは 労働法制改悪による規制緩和と結んで、チャレンジ 型目標管理による自己責任原則の成果主義の人事・ 賃金管理や不安定雇用拡大と雇用の流動化の推進で ある。

それによって独占大企業が新たな蓄積の仕組みを 築こうとした。しかし、犠牲を強要される労働者の 雇用不安と労働強化、生活破壊は絶え難いものとな り、労働者の企業帰属意欲を低下させ、「日本的経 営」の基礎をなす労資協調体制を掘り崩す。そこか ら、共通の要求による強大な闘いの組織と共同を求 める条件が拡ってくることを指摘する(第4章)。

3

このように、「日本的経営」の形成と変化を追究することで、その基礎でつながっている「日本的経営」 の本質と到達点が次のように提示される。

『「日本的経営」とは①独占資本が、国家の支援のもとに、直接的には国際競争力強化のために、劣悪で重層的、差別的な労働条件を、協調主義的な"特異な労資関係"をつうじて再生産する経営であり、②とりわけ、強制と誘導でたくみに労働者を陰陽の競争にかりたて「自動的な働き過ぎ」ともみえる搾取強化に労働者を「誘い込むしくみ」を内蔵した、しばしば集団主義により「全員参加」の外観をとったきわめて柔軟な経営(経営体系)である』(14頁)と定義し、この「日本的経営」は"経営"というミクロの領域を越えて、地域社会はもとより政治のあり方までも鋳直す"体制的なもの"であること、またフレキシビリティ(柔軟性)にとんでいて、労働者の相互競争に企業への貢献を多様な形で組織するき

わめて「ご都合主義」な労務管理にほかならないと 指摘する。従って、そのあらわれ方は、それぞれの 段階で新しい状況に対応し相互に相反するような形 もとって再編される展開をするが『90年代(とくに その半ば以降は、再編の最終段階=総仕上げといえ る局面にはいっている。その局面は、一方で「日本 的経営」が解体される契約を含んでいる』(43頁)と する。もちろん、いますぐ解体・崩壊の方向にある とはいいがたいが、日本的経営の基盤をなす「協調 主義的な"特異な労使関係"」が深部で変化し、企業 主義意識が希薄化し、反共思想差別がゆらいでいる こと、自発的な働き過ぎへ労働者を誘い込むしくみ としての集団主義的全員参加型の管理から、裁量労 働制のような個別管理の強化によって、「アメとム チ」からムチの強制の側面が強くなり自発的な誘導 の側面が弱くならざるを得ないこと、それに対応し て「集団的労使関係」とともに、「個別的労使関係」 に焦点を当て「個別管理」の強化に対応する職場の 安定帯を作ろうとしているが、能力・成果主義の個 別管理強化と、パート・派遣・契約社員など企業帰 属意識の希薄な不安定雇用拡大とともに、協調主義 的な「集団的労使関係」の一方の支えであった企業 別組合をゆるがすことなどを指摘し、「日本的経営」 再編の最終仕上げの裏面で、その終焉の条件が形成 されていることを明らかにしている。

「新時代の日本的経営」の強行が、一方で春闘を分断し、賃金水準引下げと、能力成果主義の新人事制度でコスト削減を実現し、財界の21世紀戦略が浸透し、その目的を達成しつつあるかの外観を呈す中で、他方、人間らしい暮らしと労働を求め、経済と産業の民主的再生を求める共同行動が、地域・職場から拡がりつつある。この現状に対し、本書の分析は「日本的経営」の本質とその展開がもたらす矛盾のあらわれとしての客観的な根拠を示し、対話と共同を拡げる取り組みが、財界の21世紀戦略としての「日本的経営」の終焉への社会的な力となり、それに代わる新たな社会的諸関係の形成につながるものであると位置付けることを示唆する点で、闘いへの展望を与えるものとして大きな意義をもっている。

(新日本出版社・1998年3月刊・2600円) (常任理事・労働問題研究者)

労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

加瀬和俊著

『戦前日本の失業対策-救済型 公共土木事業の史的分析-』

大須 真治

本書の研究対象とされているのは、昭和初期(1925年から37・8年)都市、農村で実施された救済型公共事業(失業救済事業、救農土木事業)である。著者は、これら事業の実施時期を1925~28年度小規模・都市失業者対策期、1929~31年度規模急増・都市失業対策期、1932~34年度大規模・都市失業者および困窮農民対策期、1935年度以降規模縮小・都市失業者対策期に区分し、主に事業を実施した行政側の資料に依拠して実証分析している。その意味で本書は、歴史分析の書である。膨大な資料の集積と、丹念な分析が本書の特質であるが、この研究成果は、単に過去の事実の研究の域にとどまるものではない。今日の失業問題に真剣に取り組もうとする者が、考慮しなければならない貴重な教訓を提供するものとなっている。

本書がそうした役割を果して得るのは、その研究 視点にかかわっている。それは、主に行政担当者側 の資料に即して「事業の制度的な仕組みが労働市場 において求職者の就労行動にどのような影響を与え るのかについて」意識的に解明することにある。使 用されている資料の多くは、中央職業紹介局や東京 地方職業紹介事務局、大阪地方職業紹介局などのも のとなっている。

1つのポイントは、行政担当者の側からどこまで 失業者の実態に接近することができるか、失業者の 実態がどのように事業運営に反映されてるかについ てどこまで解明しえたということになるであろう。 この課題を著者は、事業をめぐる行政部局間の相克 を通して、実証しようとしている。行政部局の対立 の根底には、この事業が本来持っている二面性、公 共施設提供機能(公益性)と就労機能提供機能(救 済性)がある。矛盾は具体的には、土木担当部局と 職業紹介部局の対立としてあらわれる。それらの対 立を通じて、救済型公共事業の本質、失業者の実態 等を浮き上がらせることが本書を貫く分析手法と なっている。

事業のそれぞれの部面の分析で、この手法は生か されてくる。例えば、救済型公共事業に吸収される 労働者の量と質をめぐって、それは次のようの展開 される。救済性を強めようとすれば単純労働者の比 率を高めなければならないし、公益性を高めようと すれば熟練労働者の比率を一定程維持しなければな らない。救済性が単純労働者につながるところに、 失業問題の中心に単純労働者があることを示される。 しかも失業者は時期的にも、場所的にも流動する労 働者であることがあきらかとなる。失業者は大都市 間だけでなく、都市と農村、都市と植民地との間を よりよい労働条件をめぐって流動する存在なのであ る。このような失業者の性格にそって救済性を満た すには事業の規模を流動する失業者の量に応じて伸 縮させなければならない。逆に事業の効率性にとっ ては、労働者の一定の質と量の安定的確保が必要で ある。失業者数が事業の完成に合わせてそのように 存在する保障はない。失業者が存在しているにもか かわらず事業がないということもあり、逆もありえ る。失業者の実態が事業に公益性と救済性の矛盾を もたらすのである。

こうした事態に対して、失業者の事業への流入を 制御しようとする行政側の対応が登場する。当初、 これは事業での賃金水準の引き下げによって可能と 考えられたが、極端な労働条件の民族的差別や、農 村・都市間の賃金格差にもとづく、朝鮮人労働者、 内地地方からの失業者の流入圧力は、予測をはるか に超えるものであった。しかも求職者は、救済型土 木事業の実施そのものによって累増する性格さえ 持っていたのである。そこに登場したのが選別登録 方式で、1) 市内居住、2) 貧困証明、3) 世帯員数・ 所得などで求職者の認定が行われた。きびしい認定 だけでなく、事業規模との関連で登録者数に定員枠 が設けられ、登録者数と就労希望失業者に大きな垂 離が生じる。この矛盾は未登録者に向けら、「登録獲 得運動」や「就労日数増加要求運動」の支持基盤が 形成された。

こうして登録者が制限されても、登録者のすべて

書 評•新刊紹介-

が就労できるわけではなく、29~31年の規模急増期でも登録者と就労者の比率は3:1が目安とされていた。ここに就労機会の配分問題が生じる。就労者は連日就労を認められる指定人夫と交替就労者に分けられる。工事の円滑な施行にとっては指定人夫は多い方が良いわけであるが、この比率の決定と指定人夫の人選権をめぐって工事担当部局と職業紹介担当部局との間で確執が生じることとなるのである。

さらに事業の運営方式をめぐっても請負人の中間 搾取を排除し、職場の暴力的な支配を排するために 職業紹介部局は直営方式を主張し、工事担当部局は、 職場の暴力的支配は容認しても、資材の管理、就労 者の監督などの負担を避け、工事の順当な進行のた めに請負方式を主張する。ここでも公益性と救済性 の矛盾が現れるのである。自治体の財政負担をめぐっ ても矛盾は展開される。

紙数の関係ですべてをあげることはできないが、このように事業実施のあらゆる局面で公益性と救済性の矛盾を顕在化される過程が本書では綿密に分析されている。これらの矛盾は、失業者の基本的な性格に起因し、救済型土木事業が本来的に持たざるをえないものであった。失業対策事業の実施に、これらの矛盾はいずれつきまとうものであり、なんらかの形で克服されなければならない課題である。本書が摘出した矛盾は、あらわれ方は異なるが、戦後の失業対策事業の問題と重なる点が多い。

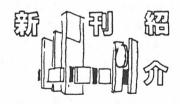
評者が最近かかわった建設一般の50年史作成の作業で見ても、失対事業をめぐるたたかいの課題は、本書で実証された問題と質的に重なっている部分はかなり多い。仕事よこせ闘争、輪番制反対のたたか

い、長期紹介方式の導入に対するたたかい、特別失対に対するたたかい、直営事業導入に対するたたかい、求職闘争、甲、乙事業の導入、失対事業の民主的改革のたたかいなど、それらのいずれをとってみても本書が実証している矛盾と深く関連するものである。

本書はこのように研究対象を戦前に置きながら今日でも有効な問題点の摘出に成功している。事業担当者の資料に依拠しても実証を徹底すれば、失業者の実態に接近できることを本書は、証明している。それだけでなく、こうした手法によってこそ失業問題に対処する具体的施策の現実性と困難性を正確に把握できることを示したのである。

本書の性格をあえて言えば、"書かれた歴史"に留まりつつ、生きた失業者の実態にぎりぎりまで迫ったものということになろう。本書の良さも悪さもこの点に収斂される。著者自身も指摘される「内容的には羊頭狗肉の気味があり、俸給生活者の失業問題にも、失業保険をめぐる論争等にもふれてはおらず」、というのは本書の限界ではあるが、欠陥ではない。むしろ「仕事のない者、働いても満足な暮らしを維持できない者が、ともかくもどのように生きることができるか」を徹底して追求しようとする著者の姿勢に敬意を表し、「研究の効率化が叫ばれ、…このような役に立ちそうにもないテーマの意味を認めようとしない空気」を憂う著者の思いに、評者もまた深く共鳴するものである。

(日本経済評論社・1998年2月刊・6800円) (常任理事・中央大学教授)



愛知労問研編

『自動車産業の賃金』

本書は、愛知労働問題研究所の「自動車産業職場

政策研究会」がまとめたものである。

第1部は主要5社の過去11年間の平均賃金推移、学歴・職能・年齢別モデル賃金およびモデル一時金ならびにメーカー11社とトヨタグループ5社の春闘結果などの資料と各社の賃金政策の背景を理解するうえで必要な内部留保の実態が紹介されている。

本書の主要部分となる第2部では、トヨタ、三菱、 本田技研および日産の賃金制度が詳述されている。

冒頭部分では各社の中高年労働者の賃金明細書を 比較することによって、各社の賃金政策の共通点と

労働総研クォータリーNo.32(98年秋季号)

相違点を浮き彫りにさせている。難解になりがちな 賃金比較・分析をわかりやすく行おうとする試みと して、注目に値するものである。

つづいて、各社の人事・賃金制度改編の推移が一覧表にまとめられている。85年のプラザ合意以降の急激な円高のもとで、自動車各社は生産拠点の海外移転と、国内の「空洞化」を推進した。国内工場の「合理化」の柱のひとつとて、年功賃金体系の縮小・解体のために、80年代末から90年代初頭にかけていわゆる「能力主義賃金」を導入し、さらにバブル崩壊後に日経連「新時代の日本的経営」に沿うかのように集中的に賃金制度を改編したが、そのさまがこの簡単な表からも浮かび上がっている。

各社の賃金制度については、それぞれ20~30ペー

ジを費やして人事・賃金制度の変遷、職能資格制度、 賃金制度、一時金、評価制度、労働組合の賃金政策な どについて詳述されている。編集者が「この資料に よって、こんご賃金制度の企業間比較・さらに産業 間比較を可能とするものであり、人事考課と連動し た職能・能力主義的賃金の問題点や、労働者が求め る賃金制度について、探求・解明するのに役立つこ とを期待する」と述べているように、この資料にもと づいて自動車産業の賃金制度に対するビジョンをつ くりあげ、各社の賃金要求実現のたたかいに生かし ていけると確信している。そのためには、本書をベー スにした研究会の急速な発展が求められている。

> (愛知労問研・1998年2月刊・1500円) (境 繁樹・JMIU日産自動車支部書記長)

次号No.33 (1999年冬季号) の主な内容 (予定)

・職場の変化を運動の飛躍へ

(特集) 社会保障の現局面をさぐる

社会保障と国家財政

女性の年金権問題

・ホームヘルパーと地域福祉

・ヨーロッパ労働運動再考

(国際・国内動向)

・ヨーロッパ8ヶ国における教員の労働時間

・動き始めた中国における社会保障制度

医療労働運動の新展開

(書評)

関恒義著「現代の経済原論」

・大原社研編「現代の韓国労使関係」

他に新刊紹介など

小林 宏康

成瀬 龍夫

公文 昭夫 小野 寿彦

.

一ノ瀬秀文

草間輝子 (訳)

焦 培欣

宇和川 邁

北川 和彦

元重

金

(題はそれぞれ仮題・内容は変更することがあります)

発行予定日 1998年12月15日

北角集後記 いじめ、不登校など子どもをめぐる状況は、かなり以前から問題とされてきたが、ナイフによる教師刺殺事件、連続殺人事件などの年少者の犯罪が、あらためて、労働者・国民に大きなショックを与えたことは記憶に新しい。今回の特集「頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民」は、年少者のおかれている現状をあらためて認識させ、年少者の非行、犯罪の責任はどこにあり、この問題をどのように考えたらよいか、労働者・国民にとっての課題は何かを提起している。子どもや家庭から離れて長時間仕事に追われている企業戦士にとって、この特集が日頃忘れている子どもの現状と子どもの未来、労働者・国民にとって人間らしい生活とは何かをあらためて考える契機となれば幸いである。

本誌30号の「アメリカ資本主義をどう見るか」の特集は好評であったが、アメリカに関連して、特別に御寄稿いただいた戸塚氏の巻頭言「アメリカ労働運動をどう見るか」は、UPS労組のストにみられるようなアメリカ労働運動の新たなもりあがりとその背後にある最近の動向を伝えていて興味深い。「イタリア左翼政党と労働組合」は高木氏の数年間のイタリア留学の成果である。「イギリスにおける最低生活保障の動向」は、わが国の最低生活保障との比較において、その質的相違に注目したい。地域経済の振興についての大阪・守口市の共同の取組みは、今日的課題にたいする積極的取組みとして示唆をあたえられる。 (K. S.)

季刊 労働総研クォータリー No.32 (1998年秋季号) 1998年10月1日発行

編集·発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

インターネットホームページ

http://www.iijnet.or.jp/c-pro/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (郵送料180円)

年間購読料 5,000円 (郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

新しい視点で中国への侵略と戦争責任問題を追う!

吉岡吉典著

六回も書き換えた

日清戦争の「官戦詔勅」案や

義和団鎮圧、旅順虐殺の

隠された実態などを

掘り起こす新史料も用いて、

日清戦争から太平洋戦争にいたる

中国侵略の軌跡に焦点を当てつつ、

日本の侵略戦争と戦争責任を解明する。

解禁された外務省極秘外交文書なども駆使

して「自由主義」史観の誤りにも論究する。

事件

【四六判上製】 本体3500円(税別)〒450

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6

新日本出版社 203(3423)8402(営)

日本共産党の政党としてのあり方が分かるこの1冊!

現代日本における

大衆的前衛党

「大衆的前衛党」とはどういう意味か?

「民主集中制」のはたらきとは?

党が信条とする「多数者革命」論とは?

社会のなかで党はどんな役割をはたすのか?等々。

いま内外の注目を集める日本共産党について、

不破委員長が、そもそもの立脚点から組織的な性格・内容まで、

政党としてのあり方を分かりやすく率直に語りかける。



A5ブックレット版 本体800円(税別)〒240

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営)

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.32 Autum Issue

Contents

How to Look at the U. S. Labor Movement?

Hideo Totsuka

Special Article: Frequent Juvenile Delinquency and Japanese Workers and People

* Who is Held Responsible for Juvenile Delinquency?

Naotoshi Yamauchi

* Efforts for Rehabilitating Juvenile Delinquents -- On-the-Spot Analysis from the Family Court on the Arguments concerning the "Revision of the Juvenile Act"

Ichiro Matsuzaki

- * "New Form of Ruined Behavior" of Children and the Demands from Those Actually Engaged in Education Yorikazu Kuramoto
- * Adults Should Make Reflection on What They Have Done-Have Children Changed?

Kazunori Takahara

Information at Home and Abroad

* Itary's Leftist Political Parties and Trade Union

Tadao Takagi

* Tendency toward Protection of Minimum Living Standards in Great Britain

Naoyoshi Karakama

* Joint Efforts for the Town Building and Promotion of Local Economy

Yoshiaki Kamehara

Book Review:

* "Change in the 'Japanese-Style Managerment' and Labor-Management Relations," edited by Rodo Soken under the supervision of Tomio Makino

Yutaka Kaneda

* "Unemployment Measures in Pre-War Japan," Kazutoshi Kase

Shinji Ohsu

Introduction of New Publications:

* "Wages of Auto Industry," edited by Aichi Labor Institute

Shigeki Sakai

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.32 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)